

第2次小美玉市男女共同参画推進計画

いろとりどりパレットプラン

令和2年3月

小美玉市

はじめに

本市では、平成 21 年に「小美玉市男女共同参画条例」を施行し、翌年の平成 22 年には「小美玉市男女共同参画推進計画（いろいろパレットプラン）」を策定し、これまで男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を実施してまいりました。

しかしながら、少子・高齢化の進行や人口減少社会時代の到来など、わたしたちを取り巻く社会情勢は 10 年前より大きく変化しています。



性別にかかわらずすべての人が社会のあらゆる分野において互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することで、責任を分かち合いながら自分らしい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現は、より重要な課題となっています。

国においては、潜在的な力といわれる女性が活躍する環境を整備するため、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、また「長時間労働の是正」や「育児や介護との両立」、「働く方のニーズの多様化」などに対して、平成 30 年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を制定するなどの取り組みを始めています。

そうした状況の中、本市では、これまでの計画の成果や課題、さらには社会情勢の変化や市民意識調査等の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる推進を図るために「第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画（いろいろパレットプラン）」を策定いたしました。

計画の基本理念である「認め合い、高め合い、ともに目指そう男女平等のまち」のもと、すべての人が性別にとらわれることなく、認め合い、個性と能力を発揮できる社会を目指して取り組んでまいります。

今後は、この計画に基づき、行政はもとより市民の皆様をはじめ地域社会と一体となり、各種施策を着実に推進し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、真摯にご審議を賜りました小美玉市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、市民意識調査やヒアリング調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係機関、各種団体の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

小美玉市長 島田 穰 一

第2次小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン 目次

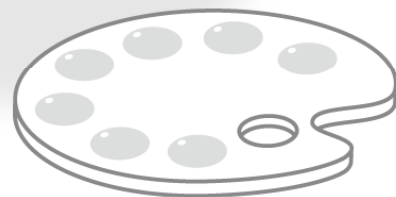
1 序論	1
I 計画の基本的考え方.....	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 策定体制.....	3
5 計画策定にあたっての基本的考え方	4
II 計画の背景と小美玉市を取り巻く動向.....	5
1 社会的背景.....	5
2 関連計画.....	7
3 小美玉市の概況	8
2 基本構想	11
I 基本理念	12
II 基本目標	13
III 施策体系	14
3 基本計画	15
基本目標Ⅰ わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する	17
重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり	21
重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進.....	25
重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進.....	29
基本目標Ⅱ 輝く・活躍 あらゆる分野における女性の活躍を推進する	31
重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画.....	35
重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍	37
基本目標Ⅲ 安心・幸せ 生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する	41
重点目標1 安心して暮らせる環境の整備	45
重点目標2 心と身体の保護.....	49
基本目標Ⅳ 創る・進める 推進体制を整備する	53
重点目標1 推進体制の整備・充実	55

資料編	57
1 策定経緯.....	58
2 小美玉市男女共同参画条例	60
3 小美玉市男女共同参画審議会	63
4 小美玉市男女共同参画策定委員会.....	65
5 小美玉市男女共同参画推進委員会.....	67
6 第2次小美玉市男女共同参画推進計画に関わるヒアリング調査参加者.....	69
7 諮問・答申.....	70
8 男女共同参画に関連する主な法律.....	72

1

序論

第2次小美玉市男女共同参画推進計画



I 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では日本国憲法において、個人の尊厳、法の下での平等をうたっており、これまで「男女雇用機会均等法^{*1}」、「男女共同参画社会基本法^{*2}」、「DV防止法^{*3}」、「女性活躍推進法^{*4}」等の法制度の整備により、男女共同参画社会実現に向けた取り組みが進められているところです。

本市においても、平成22年3月に「まずは一步踏み出そう。男女平等のまちを目指して」を基本理念に「小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

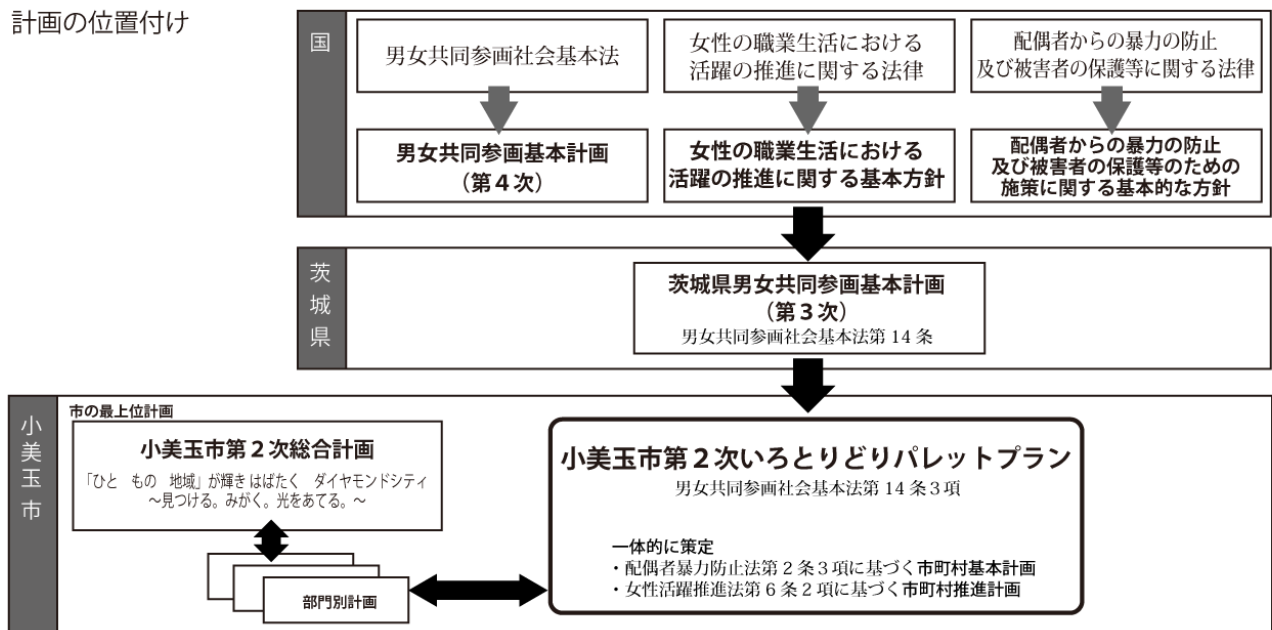
このような取り組みによって、男女共同参画社会の実現に向けた市民意識や、男女の性別による固定的役割分担意識、仕事と家庭生活の調和、ドメスティック・バイオレンス^{*5}に対する意識などは、次第に変化しつつあります。また、計画策定から10年が経過し、人口減少や高齢化、グローバル化（国際化）、ICT^{*6}の進展、地球温暖化等環境問題の深刻化、災害の激甚化など小美玉市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、社会情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を示すため、「第2次小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画は、内閣府「男女共同参画基本計画（第4次）」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を踏まえるとともに、「小美玉市第2次総合計画」との整合を図り、推進していくものです。
- 本計画の一部として、「配偶者暴力防止法第2条3項」に基づく「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法第6条2項」に基づく「市町村推進計画」を一体的に策定します。
- 本計画は、市民と行政が連携し、男女共同参画社会の実現のための施策を推進するための計画として策定するものです。

計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5か年を計画期間とします。

当初策定の計画は、計画期間を10年間としていましたが、国、県の計画期間との整合を図り、計画期間を5か年としました。

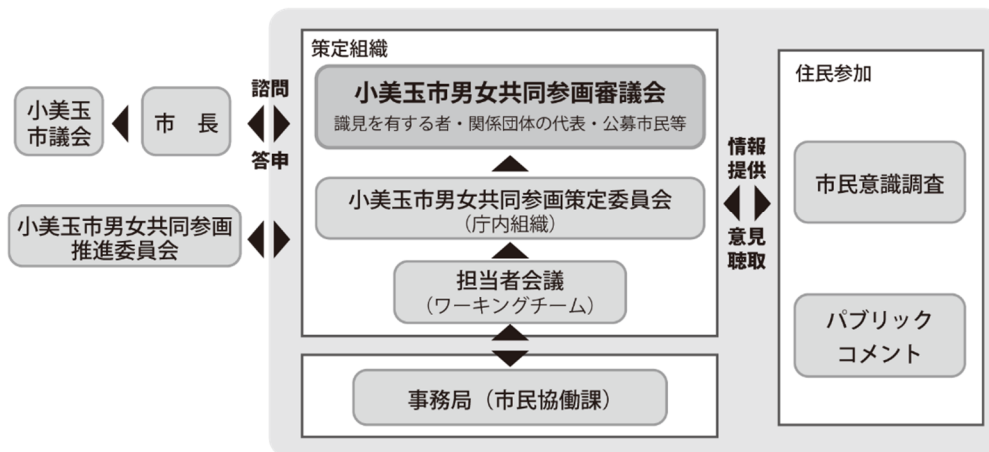
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第2次小美玉市総合計画(平成30年度～令和9年度)										
策定期間 第2次小美玉市男女共同参画推進計画(令和2年度～6年度)										
						策定期間 第3次小美玉市男女共同参画推進計画(令和7年度～11年度)				

4 策定体制

本計画は、学識経験者等で構成される小美玉市男女共同参画審議会及び庁内組織として関係部長で構成される小美玉市男女共同参画策定委員会の審議を経て策定するものとします。また、策定委員会の運営において必要な事項を処理する場合、策定委員会の下部に関係各課担当者で構成される担当者会議（ワーキングチーム）をおきます。

住民参加においては、市民意識調査、パブリックコメントを実施し、計画に反映するものとします。

計画の策定体制



※1 男女雇用機会均等法: 職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

※2 男女共同参画社会基本法: 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

※3 DV防止法: 正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律で、これまでに3回改正され、平成25年改正法では加害者の対象が離婚した元パートナーや同居相手にも拡大した。

※4 女性活躍推進法: 正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で平成28年4月1日施行された。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。

※5 ドメスティック・バイオレンス/DV: 配偶者・パートナーからの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

※6 ICT: (Information and Communication Technology)「情報伝達技術」と訳される。IT とほぼ同義だが、ICT では情報・知識の共有に焦点を当てており、「人と人」、「人とモノ」の情報伝達といった「コミュニケーション」がより強調されている。

5 計画策定にあたっての基本的考え方

本計画の策定にあたっては、以下の5つの視点をもって取り組みました。

視点1 小美玉市らしい男女共同参画社会形成のための計画づくり

- ▶先進事例調査等により、小美玉市に適した取組を検証し、小美玉市らしい計画づくりを推進します。
- ▶地域に即した取り組みを、創意工夫をもって位置づけます。特に小美玉市の特徴であるシビックプライド^{※1}を活用した意識啓発の手法や市民活動を活用した取り組み、更には現在小美玉市で活躍している輝く女性にフォーカスした取り組みを積極的に位置づけることにより、小美玉市らしい独自性のある計画づくりを推進します。

視点2 具体的な数値目標の設定により明確な目標をもった計画づくり

- ▶国及び県が掲げる水準や周辺自治体の状況から目指すべき市の目標水準を検討します。
- ▶市の弱み、強みを把握し、重点的に取り組むべきところ、先進的に取り組むべきところについては、積極的な数値目標を設定します。

視点3 時代の変化、時代の要請に即した計画づくり

- ▶女性活躍推進法や、DV防止法など本計画に盛り込むべき法改正や子ども・子育て支援法、まち・ひと・しごと創生法など、本計画を取り巻く、法改正に対応した計画づくりを推進します。
- ▶SDGs^{※2}（持続可能な開発目標）に掲げる「目標5 ジェンダー^{※3}平等を実現しよう」を踏まえた計画づくりを推進します。

視点4 計画の推進に基づく成果の検証を踏まえた計画づくり

- ▶10年間の経過の中で、男女平等意識がどのくらい変わってきているか、その実態を把握し計画に反映します。
- ▶計画の推進により、どのような効果が上がっているかを検証し、計画に反映します。

視点5 市民にも、行政（職員）にも、わかりやすい計画づくり

- ▶市民が興味を持って手にとれる柔らかいイメージの概要版の作成など、意識啓発に創意工夫のある計画づくりを推進します。
- ▶簡易な構成、分かりやすい構成を目指し、行政にとっても使いやすい（進行管理や目標の実現が目指しやすい）計画づくりを推進します。

※1 シビックプライド：(Civic Pride) 都市に対する市民の誇りを指す言葉。権利と義務を持って活動する主体としての市民性という意味。

※2 SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

※3 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

Ⅱ 計画の背景と小美玉市を取り巻く動向

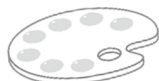
1 社会的背景

(1) 国・茨城県の動き

年(元号)	国の動き	茨城県の動き
1975 (S50) 年	婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催	
1977 (S52) 年	「国内行動計画」策定、「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
1978 (S53) 年		生活福祉部に青少年婦人課を設置、男女共同参画への取組開始
1979 (S54) 年	「女子差別撤廃条約」署名	
1980 (S55) 年		
1981 (S56) 年	「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985 (S60) 年	「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (S61) 年	婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大)、婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987 (S62) 年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	茨城県立婦人教育会館を設置
1988 (S63) 年	女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1990 (H2) 年		婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言
1991 (H3) 年	「育児休業法」の公布	「いばらきローズプラン21」を策定
1993 (H5) 年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布	
1994 (H6) 年	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置、女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議	福祉部に女性青少年課を設置
1995 (H7) 年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (H8) 年	男女共同参画推進連携会議発足、「男女共同参画2000年プラン」策定	「いばらきハーモニープラン」を策定
1997 (H9) 年	男女共同参画審議会設置(法律)、「介護保険法」公布	茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名
1999 (H11) 年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行、「食料・農業・農村基本法」公布、施行	女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織改編
2000 (H12) 年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001 (H13) 年	男女共同参画会議及び男女共同参画局設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行、第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、施行、「茨城県男女共同参画審議会」を設置、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」へ名称の変更
2002 (H14) 年	アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)	「茨城県男女共同参画基本計画」を策定、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置
2003 (H15) 年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定、女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議、「少子化社会対策基本法」公布、施行、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004 (H16) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005 (H17) 年	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定、「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設
2006 (H18) 年	「男女雇用機会均等法」改正、第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催、「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
2007 (H19) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、「パートタイム労働法」改正、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」を制定
2009 (H21) 年	「育児・介護休業法」改正、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010 (H22) 年	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定、「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」を策定
2011 (H23) 年		「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定
2013 (H25) 年	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)	
2014 (H26) 年	「パートタイム労働法」改正、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)	「ウイメンズパワーアップ会議」を設置、「ウイメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ! チャレンジ! いばらきウーマン!!～」の提言書を受けた
2015 (H27) 年	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(翌年、全面施行)「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定、安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016 (H28) 年	女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議、「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」を策定
2017 (H29) 年	刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
2018 (H30) 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	
2019 (R元) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を施行

(2) 小美玉市の動き

年(元号)	小美玉市の動き
2002(平成14)年	旧美野里町で美野里町男女共同参画行動計画「花のわプラン」を策定
2004(平成16)年	旧小川町で小川町男女共同参画計画「ハーモニー21」を策定
2006(平成18)年	旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し、「小美玉市」として市制を施行 市長公室 企画調整課に男女共同参画係を設置
2008(平成20)年	「小美玉市男女共同参画条例」の制定に向けて「小美玉市男女共同参画推進委員会」を設置 「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年12月に市民2,000人を対象とした「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施 「小美玉市男女共同参画条例」を制定
2009(平成21)年	「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム」を設置
2010(平成22)年	「小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」を策定 「女性人材リスト」の募集開始
2013(平成25)年	男女共同参画啓発パンフレットを作成
2014(平成26)年	市民実行委員会による「人生、いろどり」小美玉上映会の開催 男女共同参画係が市長公室 市民協働課へ組織改編
2015(平成27)年	おみたま男女共同参画推進フォーラム(第1回)の開催
2016(平成28)年	女性活躍推進事業(企業トップセミナー、女性起業・創業セミナー)を開催
2017(平成29)年	小美玉市女性活躍推進フォーラムを開催 「小美玉市女性活躍推進計画」を策定
2018(平成30)年	「小美玉市女性活躍プロジェクトチーム」を設置 女性活躍推進事業(女性のリーダーシップ開発講座、フリマアプリ活用講座、女性のためのマーケティング講座)を開催
2019(令和元)年	「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年6月に市民2,000人を対象に「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施



コラム

colorful palette

SDGs(持続可能な開発目標)について

誰一人取り残さず、持続可能な社会を目指すため、経済、社会、環境問題などをめぐる複数の課題に対し、総合的に取り組む国際共通目標です。

2030年を年限とする17の国際目標の「目標

5」は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」とし、あらゆる場所で女性と女児に対する差別に終止符を打つことをねらいとしています。

2 関連計画

(1) 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和7年度末までの「基本的な考え方」並びに令和2年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものです。

目指すべき社会

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 男性中心型労働慣行^{※1}等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

政策領域（第4次計画で改めて強調している視点）	施策の基本的方向
I あらゆる分野における女性の活躍	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	生涯を通じた女性の健康支援 女性に対するあらゆる暴力の根絶 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV 推進体制の整備・強化	

(2) 茨城県男女共同参画基本計画（第3次）（平成28年度～令和2年度）

男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った茨城県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。

基本目標	重点課題
基本目標Ⅰ ～人が変わる～ 様々な分野における男女共同参画の推進	男性中心型社会慣行 ^{※2} に対する意識の改革と女性の活躍 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大 女性の更なる社会への参画の促進 地方創生と地域社会における男女共同参画の促進
基本目標Ⅱ ～組織が変わる～ 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス ^{※3} ）の促進 雇用の場における平等の確保・持続可能で多様な働き方のための環境整備 女性の活躍による農山漁村の活性化
基本目標Ⅲ ～社会が変わる～ 一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築	教育・メディア等を通じた意識の改革、理解の促進 生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備 男女共同参画の視点に立った各種制度や支援の整備

※計画書作成時の平成31年度以降の元号は令和に読み替えています。

※1 男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

※2 男性中心型社会慣行：性別による固定的役割分担意識や男女の適正や能力についての固定概念を前提とした社会制度や慣行。

※3 ワーク・ライフ・バランス/仕事と生活の調和：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。

3 小美玉市の概況

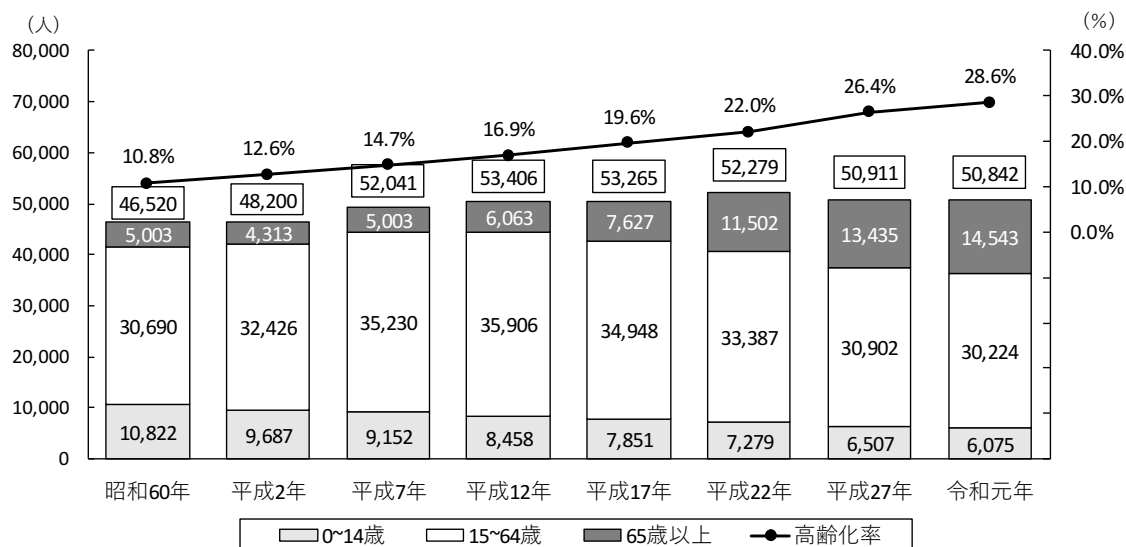
■市の総人口（年齢3区分別人口）、高齢化率

本市の人口の推移をみると、平成2年から大きく人口が増加し、以降はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成27年から減少傾向にあります。

また、高齢化率をみると、平成22年には約5人に1人が65歳以上となり右肩上がりに上昇を続けています。

一方、15歳未満の人口は昭和60年をピークに減少傾向にあり、令和元年にはピーク時の約6割程度にまで落ち込んでいます。

本市でも少子高齢化が顕著であることがわかります。

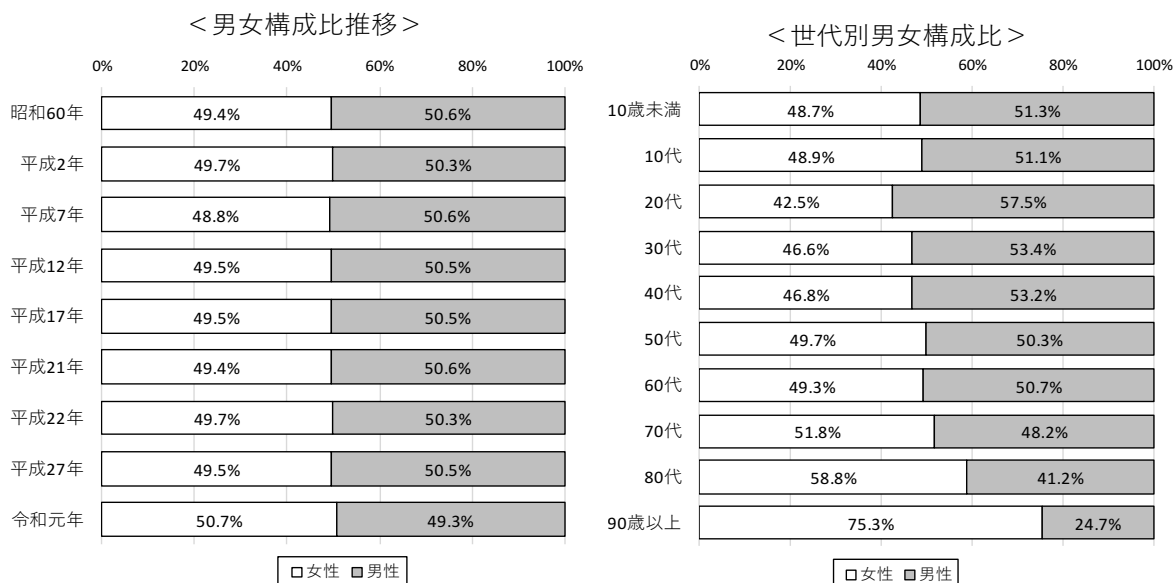


資料：国勢調査、住民基本台帳（令和元年10月1日時点）

■男女構成比

男女構成比は、わずかに男性が女性の割合を上回り推移していましたが、令和元年では女性が男性の割合を上回りました。

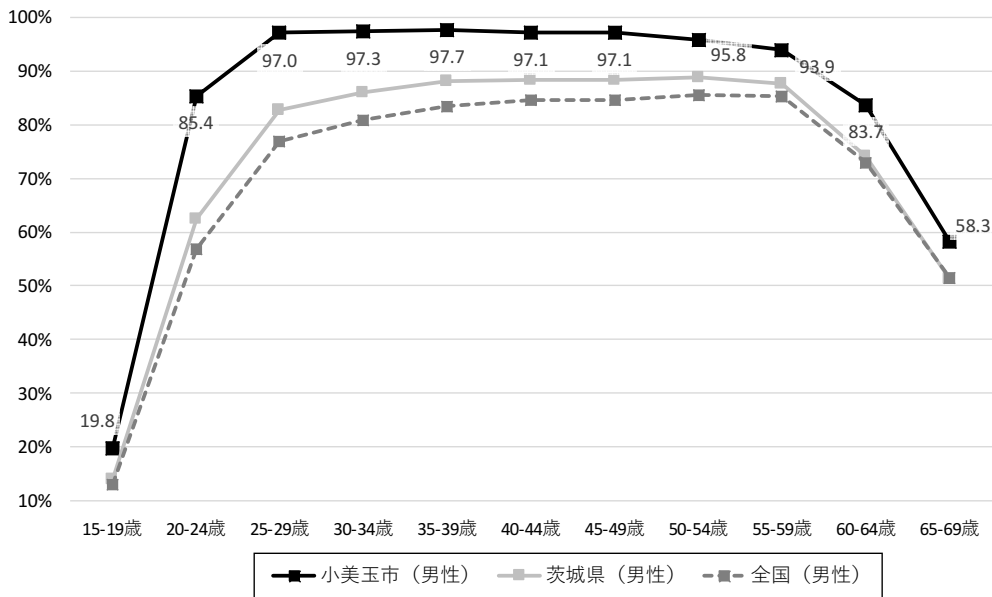
世代別にみると、60代までは男性の割合が高いものの、70代以上は女性の割合が上回っています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（令和元年10月1日時点）

■国・茨城県・小美玉市の男性の就業率

本市の男性の就業率は、20歳以降で80%を超え、25歳から59歳までは90%以上で安定して推移しています。国、茨城県と比較して、就業率が高くなっており、特に20歳-24歳で20%以上の差があります。若年層と高齢層で大きく下がるアーチ型で推移し、国、茨城県も同様な形となっています。

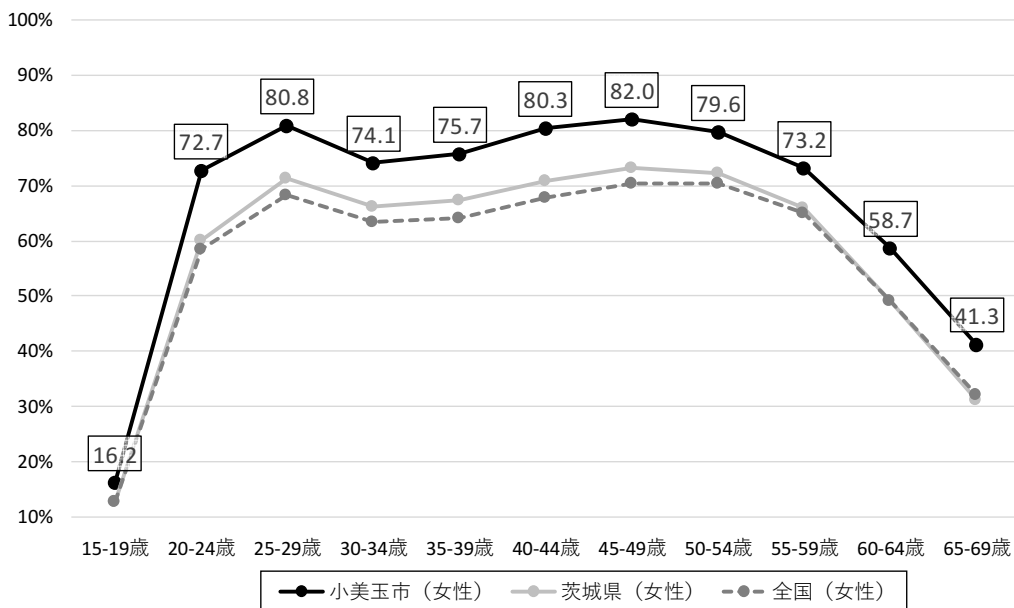


資料：国勢調査（平成27年）

■国・茨城県・小美玉市の女性就業率の推移

本市の女性の就業率は、20歳から59歳まで70%～80%で推移しています。25-29歳で1回目のピークを迎え、30-34歳で減少し、35歳以降再び上昇し45-49歳で2回目のピークとなります。

国、茨城県と比較して、就業率が高くなっています。緩やかではありますが、結婚・出産を機に一度下がり、育児が落ち着いた頃に上昇する「M字カーブ」を示しており、国、茨城県も同様な形となっています。

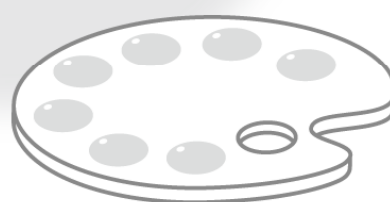


資料：国勢調査（平成27年）

2

基本構想

第2次小美玉市男女共同参画推進計画



I 基本理念

本市では、「まずは一步踏み出そう。男女平等のまちを目指して」を基本理念に掲げ、意識を行動に変えることを目標に様々な機会において「はじめの一步」を踏み出してきました。

この10年の男女共同参画を取り巻く状況を見ると、男女平等に関する意識については、「家庭生活」「職場」「学校」では平等と感じる人が増えているのに対し、「地域活動の場」や「社会通念・慣習・しきたり」では、依然として男性が優遇されていると感じている人が多い状況にあります。さらに、「政治の場」「社会全体」については、むしろ「男性の方が優遇されている」と感じている人が増加している状況です。

身近なところで男女平等意識が浸透してきていることを強みとし、政治の場や社会全体を動かしていくことが求められています。

一方で、結婚や出産後も働き続ける女性は増加し、男性の家事や育児への参加も以前より進んできています。我が国が抱える少子高齢化、人口減少といった問題も視野に入れた取り組みを推進していくためには、女性が能力を開花させ、社会のあらゆる分野での活躍を促していくことが求められます。

すべての人が性別にとらわれることなく、認め合い、個性と能力を発揮できる社会を目指して、小美玉市は、新たなステージへと進んでいくことが求められています。

そこで「第2次小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」の基本理念を次のように定めます。

認め合い、高め合い、ともに目指そう男女平等のまち



Ⅱ 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標Ⅰ わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

- 1 男女共同参画に向けた意識づくり
- 2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進
- 3 多文化共生社会の実現への理解促進



⇒p17~

基本目標Ⅱ 輝く・活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進する

- 1 政策立案・方針決定への男女共同参画
- 2 男性中心型社会慣行^{※1}に対する意識の改革と女性の活躍



⇒p31~

基本目標Ⅲ 安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

- 1 安心して暮らせる環境の整備
- 2 心と身体の保護



⇒p41~

基本目標Ⅳ 創る・進める

推進体制を整備する

- 1 推進体制の整備・充実



⇒p53~

※1 男性中心型社会慣行:性別による固定的役割分担意識や男女の適正や能力についての固定概念を前提とした社会制度や慣行。

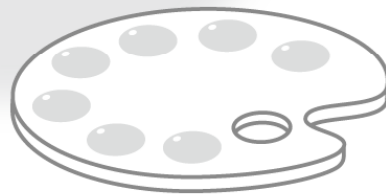
Ⅲ 施策体系



3

基本計画

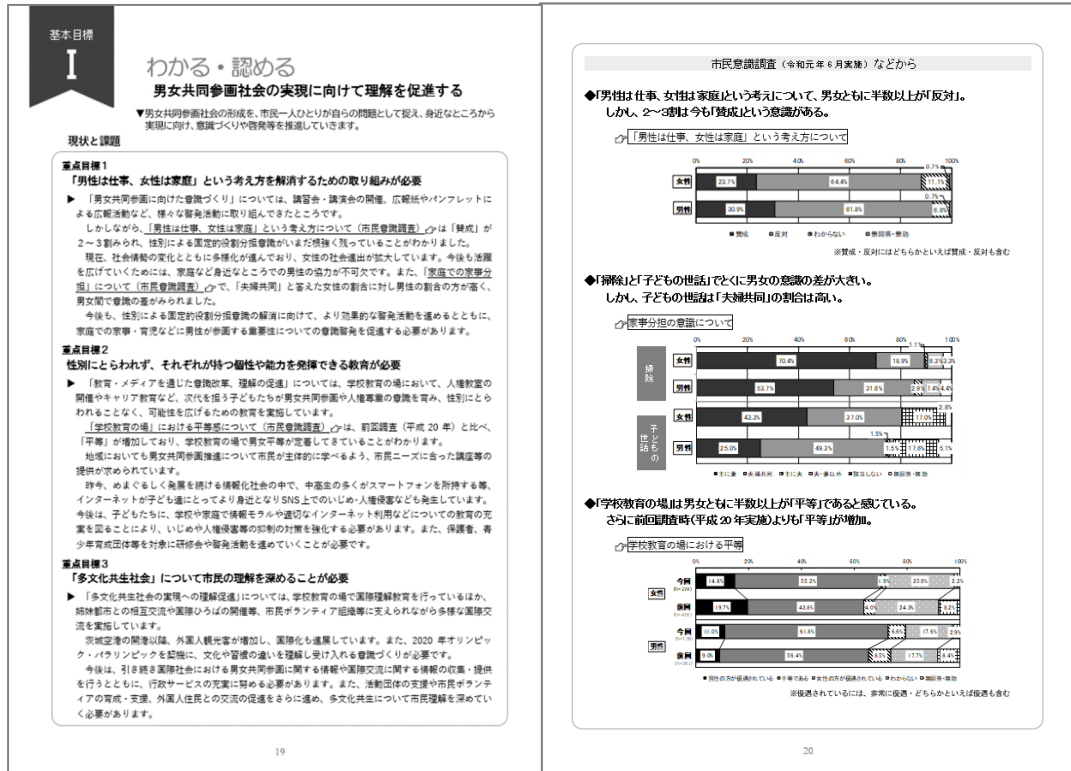
第2次小美玉市男女共同参画推進計画



基本計画の構成について

基本計画は、4つの基本目標ごとに「現状と課題」、「施策の体系」、「目標指標」、「施策の方向性」、「具体的施策」で構成されています。

現状と課題 計画の推進に基づく成果の検証を踏まえた計画づくりの視点から、市民意識調査結果や本市の10年間の男女共同参画の取り組みを整理



目標指標 明確な目標をもった計画づくりのための数値目標として設定

目標指標

目標指標	内容	平成20年	現況値 令和元年	目標値 令和6年	担当課
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男女共同参画社会」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	(女性) 13.7%	(女性) 19.1%	(女性) 23.0%	市民協働課
		(男性) 15.3%	(男性) 18.5%	(男性) 23.0%	

施策の方向性 **具体的施策** 時代の変化や要請に即した小美玉市としての計画

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性

①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

人が互いに個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、誰もがひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。すべての人が、仕事、家庭、地域において、それぞれの意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を目指していくことが大切です。

▼

私たち一人ひとりが、人権を尊重し、自立し、活躍できる社会を実現するため、人権や男女共同参画に関する講演会・講習会の開催や、広報紙・ホームページ・SNS等各種媒体を活用し、より多くの市民へ情報を発信することにより、啓発活動を推進します。

また、小美玉市男女共同参画推進委員会を定期的に開催し、活動についての情報発信を行うなど、本市の男女共同参画を推進します。

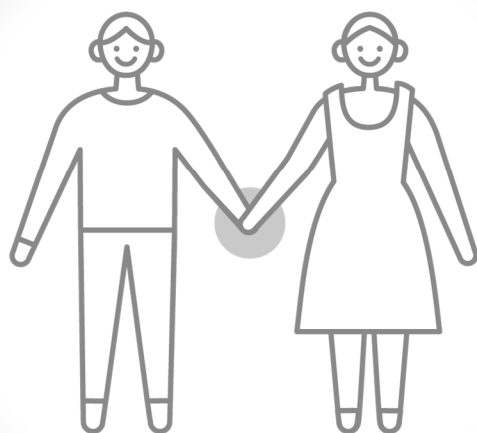
●主な施策

- 男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進
- 各種媒体による広報、啓発活動の推進
- 男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供
- 小美玉市の男女共同参画の推進

具体的施策

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性 ① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	① 講演会（フォーラム）、講習会の開催、啓発活動 ・より多くの人が「男女共同参画社会とは何なのか、なぜそれが重要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどに足を運び、啓発活動を行います。 ② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進 ・より多くの人が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課



① わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

▼男女共同参画社会の形成を、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから実現に向け、意識づくりや啓発等を推進していきます。

現状と課題

重点目標1

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を解消するための取り組みが必要

- ▶ 「男女共同参画に向けた意識づくり」については、講習会・講演会の開催、広報紙やパンフレットによる広報活動など、様々な啓発活動に取り組んできたところです。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について（市民意識調査）^①は「賛成」が2～3割みられ、性別による固定的役割分担意識が未だ根強く残っていることがわかりました。

現在、社会情勢の変化とともに働き方の多様化が進んでおり、女性の社会進出が拡大しています。今後も活躍を広げていくためには、家庭など身近なところでの男性の協力が不可欠です。また、「家庭での家事分担」について（市民意識調査）^②で、「夫婦共同」と答えた女性の割合に対し男性の割合の方が高く、男女間で意識の差がみられました。

今後も、性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、より効果的な啓発活動を進めるとともに、家庭での家事・育児などに男性が参画する重要性についての意識啓発を促進する必要があります。

重点目標2

性別にとらわれず、それぞれが持つ個性や能力を発揮できる教育が必要

- ▶ 「教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進」については、学校教育の場において、人権教室の開催やキャリア教育など、次代を担う子ども達が男女共同参画や人権尊重の意識を育み、性別にとらわれることなく、可能性を広げるための教育を実施しています。

「学校教育の場」における平等感について（市民意識調査）^③は、前回調査（平成20年）と比べ、「平等」が増加しており、学校教育の場で男女平等が定着してきていることがわかります。

地域においても男女共同参画推進について市民が主体的に学べるよう、市民ニーズに合った講座等の提供が求められています。

昨今、めまぐるしく発展を続ける情報化社会の中で、中高生の多くがスマートフォンを所持する等、インターネットが子ども達にとってより身近となりSNS上でのいじめ・人権侵害なども発生しています。今後は、子ども達に、学校や家庭で情報モラルや適切なインターネット利用などについての教育の充実を図り、いじめや人権侵害等を抑制する対策を強化する必要があります。また、保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を進めていくことが必要です。

重点目標3

「多文化共生社会」について市民の理解を深めることが必要

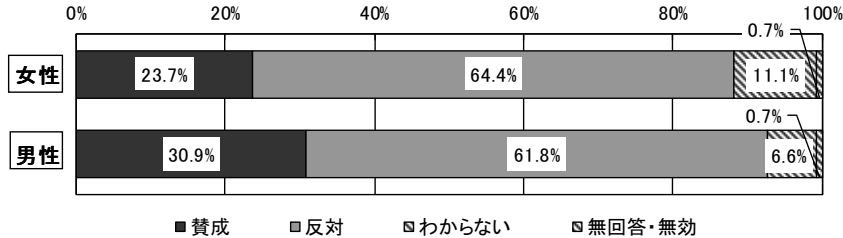
- ▶ 「多文化共生社会の実現への理解促進」については、学校教育の場で国際理解教育を行っているほか、姉妹都市との相互交流や国際ひろばの開催等、市民ボランティア組織等に支えられながら多様な国際交流を実施しています。

茨城空港の開港以降、外国人観光客が増加し、国際化も進展しています。また、2020年オリンピック・パラリンピックを契機に、文化や習慣の違いを理解し受け入れる意識づくりが必要です。

今後は、引き続き国際社会における男女共同参画に関する情報や国際交流に関する情報の収集・提供を行うとともに、国際交流に向けた行政サービスの充実に努める必要があります。また、活動団体の支援や市民ボランティアの育成・支援、外国人住民との交流をさらに進め、多文化共生について市民の理解を深めていく必要があります。

◆「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて、男女ともに半数以上が「反対」。
しかし、2～3割は今も「賛成」という意識がある。

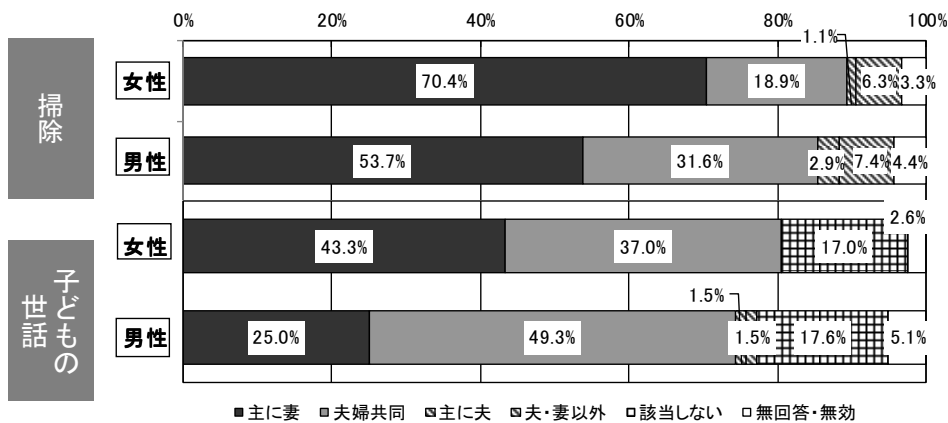
☞ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



※賛成・反対にはどちらかといえば賛成・反対も含む

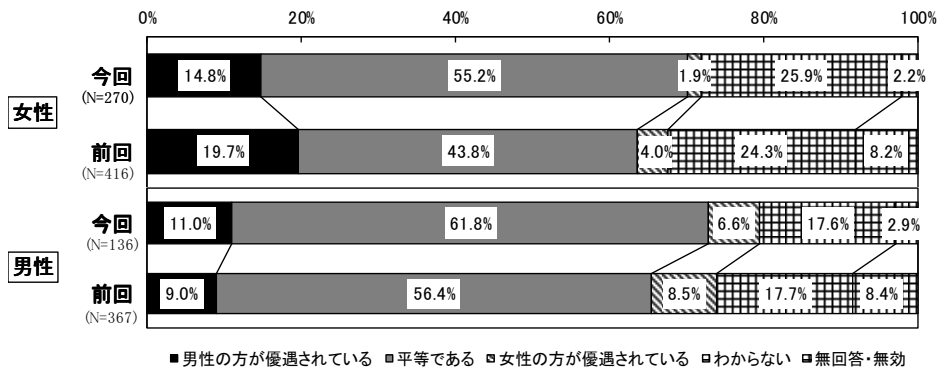
◆「掃除」と「子どもの世話」で特に男女の意識の差が大きい。
しかし、子どもの世話は「夫婦共同」の割合は高い。

☞ 家事分担の意識について



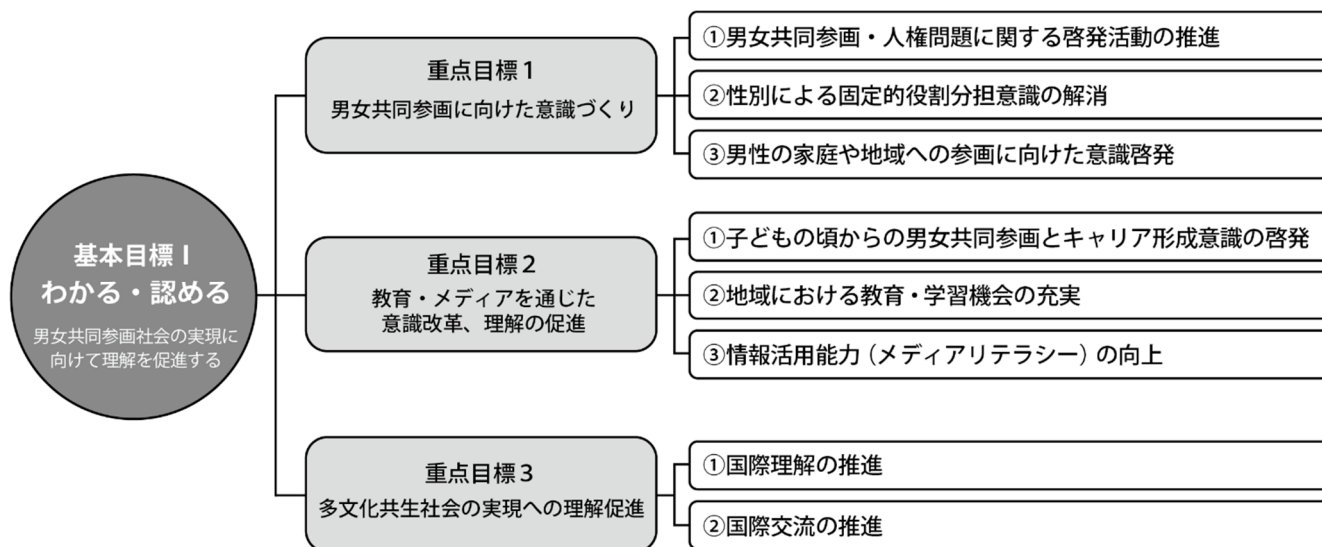
◆「学校教育の場」は男女ともに半数以上が「平等」と感じている。
さらに前回調査時（平成20年実施）よりも「平等」が増加。

☞ 学校教育の場における平等



※優遇されているには、非常に優遇・どちらかといえば優遇も含む

施策の体系



目標指標

目標指標	内容	平成 20 年	現況値 令和元年	目標値 令和 6 年	担当課
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男女共同参画社会」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	(女性) 13.7%	(女性) 19.1%	(女性) 23.0%	市民協働課
		(男性) 15.3%	(男性) 18.5%	(男性) 23.0%	
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男性は仕事、女性は家庭」に「反対する（どちらかといえば反対も含む）」と答えた人の割合の拡大を目指す。	-	(女性) 64.4%	(女性) 67.0%	市民協働課
		-	(男性) 53.3%	(男性) 63.0%	
男女共同参画推進事業の参加者数	男女共同参画推進事業の参加者の拡大を目指す。（レイクエコー※1講座・男女共同参画研修講座・男女共同参画推進フォーラム等）	-	(平成 30 年) 416 人	500 人	市民協働課
学校教育の場での男女平等の意識	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	(女性) 43.8%	(女性) 55.2%	(女性) 60.0%	市民協働課
		(男性) 56.4%	(男性) 61.8%	(男性) 65.0%	
「国際交流ひろば」の参加者数	「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数の拡大を目指す。	120 人	(平成 30 年) 450 人	500 人	市民協働課

※1レイクエコー：茨城県女性プラザ、鹿行生涯学習センターを併設している研修宿泊施設。

◆重点目標 1

男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性

①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

人が互いに個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、誰もがひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。すべての人が、仕事、家庭、地域において、それぞれの意欲に応じたあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を目指していくことが大切です。



私たち一人ひとりが、人権を尊重し、自立し、活躍できる社会を実現するため、人権や男女共同参画に関する講演会・講習会の開催や、広報紙・ホームページ・SNS^{*1} 等各種媒体を活用し、より多くの市民へ情報を発信することにより、啓発活動を推進します。

また、小美玉市男女共同参画推進委員会を定期的を開催し、活動についての情報発信を行うなど、本市の男女共同参画を推進します。

●主な施策

男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進
各種媒体による広報、啓発活動の推進
男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供
小美玉市の男女共同参画の推進

②性別による固定的役割分担意識の解消

若い世代を中心に変化しつつありますが、市民の意識の中には、今も「夫は仕事、妻は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見が残っています。男性と女性では認識に差がみられ、家事・育児や家族の介護といった家庭的責任の役割の多くの部分を女性が担っている現状があります。



市民が、性別にとらわれることなくあらゆる分野で活動するためには、これまでの社会制度・慣行の見直しが必要です。男女雇用機会均等法^{*2} や女性活躍推進法^{*3} など就労に関する法制度の周知に努め、就労に関する相談体制の充実や情報提供を行います。

●主な施策

就労に関する法制度の周知
相談体制の整備

※1 SNS/ソーシャル・ネットワーキング・サービス:友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニケーション型のサービス。

※2 男女雇用機会均等法:職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

※3 女性活躍推進法:正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で平成28年4月1日施行された。女性が希望に応じた職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。

③男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発

これまでの長時間労働や転勤など男性中心の働き方を前提とした労働慣行を見直す動きが出てきている中、男女が互いに協力し、家族としての役割も果たしながら仕事や地域活動等が行えるようにしていくことが重要です。また、男性が家庭や地域へと参画していくためには、男性自身の意識だけでなく家族や地域、職場など周囲の理解や意識も変わっていくことが求められています。

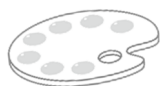


男性が家事や育児、介護などに自ら参画していくよう市民の意識を変えていくために様々な情報を発信するとともに、地域をテーマにした講習会を開催していきます。

また、男性が生涯学習講座などに参加しやすい学習機会の提供に努めるとともに、そこで得た学習成果を地域活動に生かしていく仕組みづくりを推進します。

●主な施策

男性に向けた男女共同参画に対する市民の意識づくり
学習機会の充実と指導者の育成



コラム

colorful palette

男女共同参画の推進－男性の理解の促進だけでなく女性の意識も変えていこう

内閣府男女共同参画局が実施した「2019年度男女共同参画に関する世論調査」において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的役割分担意識を問う質問では、「賛成」が35.0%と過去最少の割合になりました。一方「反対」は59.8%と過去最多の割合という結果となり意識改革が進んでいます。

男女の意識が変化していることは、70歳以上では「賛成」の割合が18歳～69歳の3倍と高く、世代間の意識に開きがあることでもうかがえま

す。今後も「賛成」の割合は減少し「反対」が増加していくことが予想されます。

また、男性は「賛成」の割合が、女性は「反対」の割合が高くなっており、男女共同参画に対する更なる男性の理解の促進が望まれます。

しかし、女性では「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続ける事は大変だと思うから」を「賛成」の理由とする回答も多く、「家事・育児・介護」は自分の役割と考える女性の意識も変えていく必要があります。

具体的施策

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性 ① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	① 講演会（フォーラム）、講習会の開催、啓発活動 ・より多くの人々が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれが必要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどに足を運び、啓発活動を行います。 ② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進 ・より多くの人々が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課
2	各種媒体による広報、啓発活動の推進	① 広報紙、市ホームページ、SNS 等による情報発信、啓発パンフレットの配布 ・男女共同参画に関する情報を、各種媒体を用いて市民へ情報を発信します。 ・人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課
3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	① 男女共同参画社会に関する国、県、他自治体の情報や図書・視聴覚資料等の収集 ・国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などを収集し、男女共同参画の動向を把握します。 ② 男女共同参画に関する啓発図書やDVD 等の貸出、及びデータの公表 ・啓発図書やDVD の貸出業務を行います。 ・男女共同参画推進計画の進捗状況や国、県等の男女共同参画に関わる各種データを市ホームページで公表をします。	市民協働課
4	小美玉市の男女共同参画の推進	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の活動 ・小美玉市の男女共同参画を推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会を継続して開催するとともに、男女共同参画に関する情報発信を行います。	市民協働課
施策の方向性 ② 性別による固定的役割分担意識の解消			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
5	就労に関する法制度の周知	① 男女雇用機会均等法、法制度の周知 ・働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度（労働者としての権利の行使）を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を庁舎内に設置、配布を行います。	商工観光課 市民協働課
6	相談体制の整備	① 就労に関する相談体制の整備 ・よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、窓口の一本化を図ります。 ・母子・父子自立支援員・関係機関と共に就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。 ② 市民への相談窓口や相談業務についての情報提供 ・広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口について市民への周知活動を行います。 ・ハローワークからの情報を市役所に相談コーナーに設置し、情報提供を行います。	商工観光課 農政課 子ども福祉課 市民協働課

施策の方向性 ③ 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
7	男性に向けた男女共同参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・男性に向けた男女共同参画に関する情報（男性の育児休暇やワーク・ライフ・バランス ^{※1} など）を、各種媒体を用いて発信します。 ② 講習会の開催 ・グループワーク等の手法を取り入れながら、参加者の自主性を促し、地域をテーマにした講習会や講座等を行います。	市民協働課
8	学習機会の充実と指導者の育成	① 学習機会の提供、学習成果の活用 ・公民館等の各種講座に対する市民ニーズを把握し、学習意欲の掘り起こしや適切な学習機会の提供に努めます。また、生涯学習で得た知識や技能など学習の成果を生かせるよう支援に努めます。	生涯学習課



▲おみたま男女共同参画推進フォーラム

※1 ワーク・ライフ・バランス/仕事と生活の調和: やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。

◆重点目標 2

教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性

①子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成※1意識の啓発

子どもの頃から、自分を大切にし、他者への思いやりを持ち、男女共同参画の意識についての正しい理解を持つために教育の充実を図ることは重要です。次代を担う子ども達が、個性や能力を十分に発揮し、多様な選択ができるような教育の推進が求められています。



幼児期から継続して、人権や男女平等についての正しい理解と認識が身につくような教育を進めるとともに、教職員等への研修の充実を図ります。

子ども達の個性や能力を大切にし、これからの時代に求められる資質・能力を身につける学校教育を推進します。

●主な施策

児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進
人権教育の推進
男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し
保育士、教職員への学習・研修機会の充実
新しい時代に必要となる資質・能力育成

②地域における教育・学習機会の充実

子ども達の男女共同参画意識を育むためには、家庭や地域における教育が大きな役割を果たしていることから、家庭や地域の教育力の向上が求められています。保護者や地域の人々が男女共同参画や人権について学ぶ機会を提供していく必要があります。



身近な地域で講座を受けることができる機会や、より多くの市民が参加しやすいよう日時・開催場所に配慮し、対話形式・グループワークなどを取り入れた研修会・講習会を提供します。

保護者や家族を対象にした講習会等の開催やパンフレット配布など情報提供に努め、家庭の教育力の向上を目指します。

●主な施策

地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実
学習環境の整備
広報、啓発活動の推進
家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進
家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり

※1 **キャリア形成**: 自分自身で設定した目標にたどり着くために、スキルを獲得したり経験を積むこと。人が仕事を通じて職業能力を習得する活動である。

③情報活用能力（メディアリテラシー）※1の向上

近年、私たちはこれまでの新聞や雑誌だけでなく、SNS やインターネットなど新しい媒体を通して情報を得ており、使い方を誤ると人権を侵害したり、犯罪に巻き込まれたりする可能性もあることから、その利用については正しい理解と認識が必要です。



市民が目にする広報や広告などに、男女共同参画や人権の視点を取り入れるよう企業や団体に働きかけます。

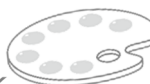
市民が、メディアを選択し、主体的に正しく理解し、自ら発信する能力の向上を促進するための学習機会を提供します。

子ども達が情報モラル※2を守り、インターネット等を適切に活用できるよう学校での情報教育の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して、子ども達を有害情報や犯罪から守れるよう啓発活動を実施します。

●主な施策

メディアにおける男女共同参画、人権の尊重



コラム

colorful palette

女子の進路選択－高校生のヒアリングから

内閣府男女共同参画局の男女共同参画白書（令和元年版）では、『小学生の女子では国語よりも理科が好きな割合が高く、中学生になると数学や理科が好きな割合は低下し、自身を「文系タイプ」、「どちらかといえば文系タイプ」と回答する女子が多くなる。また、OECD の調査では、日本の女子の科学的リテラシー及び数学的リテラシーの点数は、諸外国の女子及び男子と比較すると高く、女子の理系回避は成績ではなく環境が影響していると考えられる。』と書かれています。

第2次計画を策定するにあたり、市内の高校に通う女子生徒にヒアリングを行いました。「これまでの学校生活では男女格差を感じたことはあまりない」、「今後の進路については、周囲から『女子だから理系はダメ』と言われたことはなく、医療系や農業系の進学を目指す生徒もいる」等の意見を聞くことができ、生徒達は自分の意思で進む道を選択していることがうかがえました。また、今回行った市民意識調査の『学校教育の場では「平等である」が5割以上』という結果を裏づけています。

※1 情報活用能力/メディアリテラシー:メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※2 情報モラル:情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。

具体的施策

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性 ① 子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
9	児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	学校教育課 指導室(教)
10	人権教育の推進	① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 ・中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	学校教育課 指導室(教) 社会福祉課
11	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し ・男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等を行います。 ・ジェンダー ^{※1} を無意識のうちに児童生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	学校教育課 指導室(教)
12	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	① 教職員人権教育研修会の開催 ・人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	学校教育課 指導室(教)
13	新しい時代に必要となる資質・能力育成	① 児童生徒の資質・能力育成 ・児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしていきます。	学校教育課 指導室(教)
施策の方向性 ② 地域における教育・学習機会の充実			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
14	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	① 自治会等や各種団体等への出前講座の推進 ・人権教育に関する講座を要望に応じて実施します。 ② 対話形式等、参加者の主体性を活かした講座の充実 ・講座の開催にあたっては、対話形式やグループワークなどを取り入れる等、参加者の主体性や積極性を生かし、講師と受講者が双方向の関係を保つことに配慮します。 ・女性の市政への参画の意識を高めるため、女性団体と市長による「女性サロン」を開催します。 ③ 講師の派遣協力及び情報収集 ・優れた知識、技能、経験等を持つ講師や人材情報を県と連携して収集し、要望に応じて講師派遣のコーディネートを行います。 ・登録制度を設けて、市民への情報提供を行います。	社会福祉課 市民協働課 秘書政策課 生涯学習課
15	学習環境の整備	① 研修会・講習会等に参加しやすい環境づくり ・対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるよう配慮します。 ・平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。 ・開催場所に応じて、バスを運行するなど交通手段についても配慮します。 ② 研修会・講習会に関する情報提供 ・広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。	生涯学習課 市民協働課

※1 **ジェンダー**：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

16	広報、啓発活動の推進	① 資料、啓発パンフレットの配布 ・保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	生涯学習課 市民協働課
17	家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	① 男性のための料理教室等の開催 ・男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。	健康増進課 生涯学習課
18	家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり	① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し ・平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。	学校教育課 指導室(教)

施策の方向性 ③ 情報活用能力（メディアリテラシー）の向上

No.	施策	施策の内容	主な担当課
19	メディアにおける男女共同参画、人権の尊重	① 男女共同参画の視点に立った指針（ガイドライン）の導入 ・市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直し、企業・団体への働きかけを行います。 ② 学校教育、生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充 ・市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善するべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。 ③ 学校における ICT^{※1} 教育の推進 ・発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適応できるよう、学習活動の中で ICT 機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開する事で、児童生徒の情報活用応力の更なる向上を図ります。 ④ 青少年のメディアリテラシーの向上 ・情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。 ・子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTA や保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。	学校教育課 指導室(教) 生涯学習課



▲男性のための料理教室

※1 ICT: (Information and Communication Technology)「情報伝達技術」と訳される。IT とほぼ同義だが、ICT では情報・知識の共有に焦点を当てており、「人と人」、「人とモノ」の情報伝達といった「コミュニケーション」がより強調されている。

◆重点目標 3

多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性

①国際理解の推進

社会のグローバル化（国際化）が進む中、外国人と関わる機会が増えており、文化や習慣の違いを認め、互いに受け入れていくことが求められています。



将来、子ども達が世界で活躍できるよう、学校における国際理解教育の充実を図ります。

市民が、異文化を理解し、受け入れ、交流する場を提供するとともに、通訳ボランティアの育成など外国の人が暮らしやすい環境づくりに努めます。

●主な施策

学校教育における教育内容の充実（国際理解教育）
多文化共生の推進

②国際交流の推進

社会のグローバル化（国際化）に対応していくには、市民が多文化を受け入れ交流する活動を促進し、情報や交流機会を提供していく必要があります。



姉妹都市への訪問団の派遣や受入れを実施するなど国際交流を推進するとともに、国際交流を行っている団体の活動を支援します。

また、国際交流に関する情報収集と提供に努めます。

●主な施策

国際交流活動の推進
国際交流に関する情報提供

具体的施策

重点目標 3 多文化共生社会の実現への理解促進

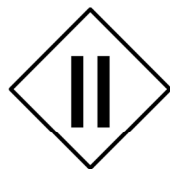
施策の方向性 ① 国際理解の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
20	学校教育における教育内容の充実（国際理解教育）	① 学校での国際理解教育の充実 ・次の世代を担う児童生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。	学校教育課 指導室(教)
21	多文化共生の推進	① 「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催 ・市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について対話するなど、交流する「場」を提供します。 ② ALT^{※1}（外国人指導助手）の配置 ・市内小・中学校等に ALT を配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチング ^{※2} を効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。 ③ 外国人が暮らしやすい環境づくり ・市に訪れた外国人に対して通訳ができる通訳ボランティアや外国人向けの日本語教室でボランティアをする方を育成します。	市民協働課 学校教育課 指導室
施策の方向性 ② 国際交流の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
22	国際交流活動の推進	① 姉妹都市（アメリカ・アビリン市）との交流の推進 ・姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持つための国際交流を推進します。 ② 国際交流関連団体への活動支援 ・国際交流関連団体の活動を支援し、体制を強化します。	市民協働課
23	国際交流に関する情報提供	① 国際交流に関する情報の提供 ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。	市民協働課



▲ 青少年姉妹都市訪問団派遣事業（米国カンザス州アビリン市）

※1 ALT: (Assistant Language Teacher) 日本人教師を補佐し、生きた英語を子ども達に伝える英語を母語とする外国語指導助手のこと。

※2 ティーム・ティーチング: (team teaching) 複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。



輝く・活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進する

輝く・活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進する

▼多様な視点でバランスのとれた行政運営ができるよう、男女の社会参画の推進を図ります。また、誰もがあらゆる分野で多様に活躍できるよう、仕事と生活の調和の推進に努めます。

現状と課題

重点目標1

女性が政策や方針決定の過程に参画できる仕組みが必要

▶ 「政策立案・方針決定への男女共同参画」については、各分野の代表者に男性が多いことから、本市でも審議会の構成比率の配慮や女性人材リストの活用、職員の個々の能力に応じた人事配置の実施、講習会の参加促進など、全庁的に意識づけをし、女性の社会参画推進のための環境を整えてきました。

しかし、政策や方針決定の過程にかかわる女性の割合^①は依然として少ない状況にあり、10年前と比べて審議会等や市議会議員で活躍している女性の割合はやや増加したものの、女性の社会参画の拡大には至っていません。今後は、政策や方針決定への女性の参画拡大に積極的に取り組む必要があります。

自治会長、審議会委員や議員等に就く女性が増えるために必要なこと（市民意識調査）^②では、女性の政策立案や方針決定の場への進出のためには、男性に向けた女性の活躍推進の啓発、女性自身の社会参画に対する積極性が求められていることがわかりました。

今後も女性が社会のあらゆる分野に進出し能力を発揮していくために、研修等を通じた女性の社会参画に向けた能力等の育成や、男女ともに社会参画の認識を深め、多様性のある社会の仕組みづくりの啓発を促進していくことが必要です。

重点目標2

ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍への支援が必要

▶ 「男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍」については、全国的に労働環境において男性を中心とした働き方を重視する労働慣行が根付いており、女性が仕事と育児・介護等を両立しながら働くことが難しい状況にあります。

本市においては、仕事と家庭等の両立について事業者等を中心に広報・啓発活動を推進してきましたが、平日の家事・育児・介護に携わる時間（市民意識調査）では、家庭内、特に「育児」において男女で携わる時間に5時間の差があり、男性は平日に余裕がなく、女性の負担が大きいことがわかりました。

一方、今後、男女がともに家事などに積極的に参加するために必要なこと（市民意識調査）^③では、男女ともに「夫婦・家族間でコミュニケーションを深める」が多くなっていることから、女性の活躍の幅を広げるためには、まずは家庭内での意識の共有を図り、男性の家庭等への参画を進め、お互いの負担を軽減することが求められます。さらに、事業者等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）など女性の参画について働きかけを行うとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、就労条件や環境の整備等、多様で柔軟な働き方の実現に向けた啓発に取り組む必要があります。

本市にとって農業は重要な産業となっていますが、総農家数等は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化、後継者不足等が課題となっています。また、国勢調査によると農業従事者の4割以上は女性が占めていることから、今後とも、農業後継者の交流会等の開催や、農業の担い手確保・育成の取り組みを推進するとともに、女性の農業従事者が仕事・生活のバランスを取りやすい環境づくりを進めていく必要があります。

さらに、農業従事者だけでなく、自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催するなど、広報活動を展開します。

◆10年前より市議会議員、審議会等委員は微増だが、管理職に占める割合は大きく増加。

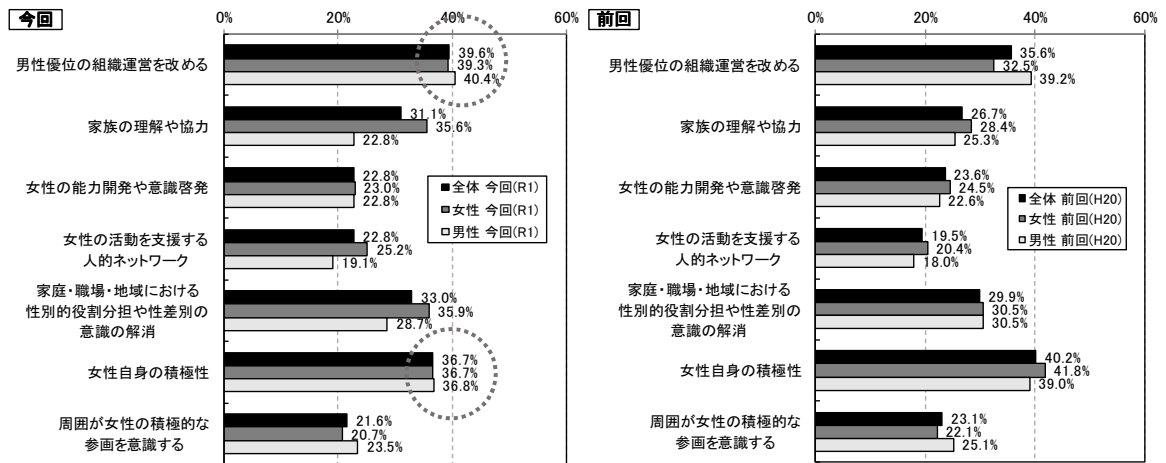
👉 小美玉市における政策や方針決定の過程にかかわる女性の割合

	平成20年度	平成30年度	増減(point)
市議会議員	8.3%	10.0%	1.7pt
審議会等委員	17.7%	22.3%	4.6pt
管理職職員	1.8%	14.5%	12.7pt

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年度）
平成30年度議員割合は「市町村女性参画状況見える化マップ」、平成20年度議員割合は市民協働課

◆「男性優位の組織運営を改める」が特に高いが、他項目もほぼ同じ割合で、すべて必要とされている。

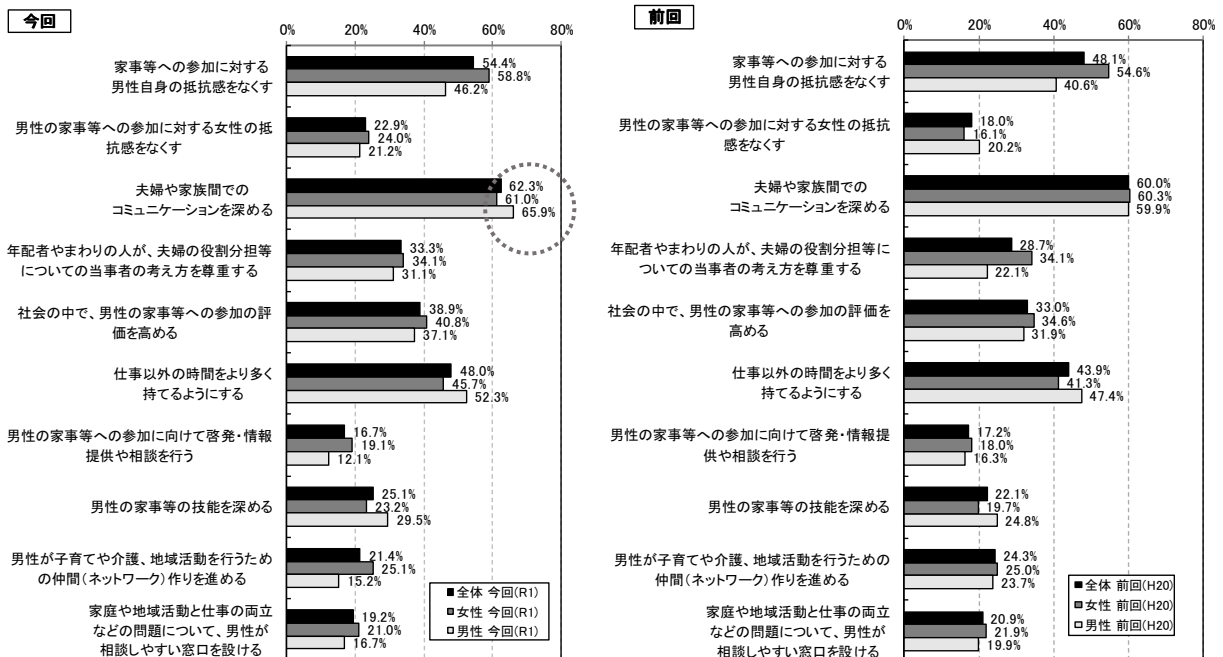
👉 自治会長、審議会委員や議員等に就く女性が増えるために必要なこと



※その他、無回答のぞく

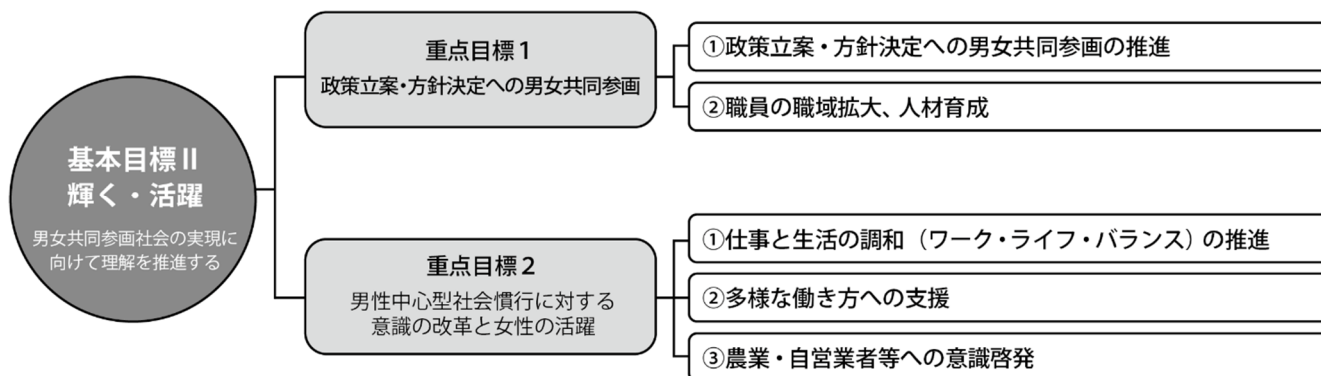
◆男女ともに「夫婦・家族間でのコミュニケーション」が大切と考えている。

👉 今後、男女がともに家事などに積極的に参加するために必要なこと



※特になし、その他、無回答のぞく

施策の体系



目標指標

目標指標	内容	平成 20 年	現況値 令和元年	目標値 令和 6 年	担当課
地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「役員選挙や運営に男女不平等な扱いがある」と答えた人の割合減を目指す。	(女性) 6.0%	(女性) 8.5%	(女性) 6.0%	市民協働課
		(男性) 10.1%	(男性) 7.4%	(男性) 5.0%	
市の審議会委員に占める女性の割合	市の審議会委員に占める女性の割合の拡大を目指す。	17.7%	(平成 30 年) 22.3%	35.0%	市民協働課
市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合の拡大を目指す。	3.6%	25.2%	30.0%	総務課
「ワーク・ライフ・バランス※1」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	(女性) 15.6%	(女性) 31.1%	(女性) 35.0%	市民協働課
		(男性) 14.7%	(男性) 30.1%	(男性) 35.0%	
農業委員に占める女性の人数	農業委員に占める女性の人数の拡大を目指す。	0人	2人	3人	農業委員会

※1 ワーク・ライフ・バランス/仕事と生活の調和: やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。

施策の方向性

①政策立案・方針決定への男女共同参画の推進

国においては、女性の活躍を推進するため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※1等について様々な取り組みを進めてきたことにより、女性の就業率や、国、地方公共団体、民間企業における管理職に占める女性の割合の上昇など社会全体で女性活躍の動きが拡大しています。

本市においても、政策立案・方針決定への女性の参画を拡大していくために、女性の意識改革や能力向上の取り組みを進めていくことが求められています。



政策立案や方針決定の場である審議会や委員会等において、一方の性に偏らない構成となるよう啓発するとともに、人材の育成に努めます。

また、女性の社会参画を促進するために、広報紙やホームページを活用した広報活動やパンフレットを配布するなど啓発を行い、市民の意識づくりに努めます。

●主な施策

政策立案・方針決定への女性の登用促進
女性の社会参画に対する市民の意識づくり

②職員の職域拡大、人材育成

本市においては、子育てや教育、福祉、まちづくりなど市民の暮らしに関わる行政を進めていく上で、より柔軟な発想が求められており、女性職員の活躍が期待されています。

また、行政は地域の先頭に立ち、女性の管理職への登用や働きやすい環境づくりの手本となっていくことが求められています。



個人が持つ能力向上のため、研修等を実施するなど人材を育成します。

また、能力を持つ女性職員の管理職への登用を推進します。

働きやすい労働環境を整備し、多様な人材を活用した配置を行います。

●主な施策

女性の管理職への登用促進
職員の職域の拡大
職員の人材の育成

※1 積極的改善措置/ポジティブ・アクション:様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

具体的施策

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

施策の方向性 ① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	政策立案・方針決定への女性の登用促進	① 審議会等への女性の登用促進 ・ 審議会等における女性の構成比率を、令和7年度までに35%を目指し、女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・ 審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。	市民協働課
2	女性の社会参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・ 女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課
施策の方向性 ② 職員の職域拡大、人材育成			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
3	女性の管理職への登用促進	① 女性職員の管理職への登用 ・ 女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課
4	職員の職域の拡大	① 性別による職域配置の解消 ・ 一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課
5	職員の人材の育成	① 庁内外の研修への参加促進 ・ 地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	総務課



▲市女性職員によるプレゼンテーション

施策の方向性

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランス実現のためには、長時間労働の削減や効率的な働き方の推進といったこれまでの働き方を改革し、ライフイベント^{※2}に対応できる柔軟な働き方を実現させることが重要です。

また、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられるためには、パートナーである男性の子育て・介護への参画も重要です。



仕事と生活の調和を実現するため、事業者へ向けてパンフレット配布などを行い、働き方改革を促進します。

働く人の多様なニーズに対応するための取り組みを進めるとともに、女性活躍推進に取り組む市内企業の情報を発信していきます。

●主な施策

事業者に向けた啓発活動の推進
働き方見直しへの取り組み

②多様な働き方への支援

働く人が、自分に合った就労形態を選択していく上で、正社員と非正規雇用労働者との間の格差が問題となっており、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた取り組みが求められています。

個人が選択した、再就職、起業、自営業など多様な働き方において能力を発揮するために、就業環境の整備を推進していく必要があります。



事業者や労働者に向けて、就労に関する法制度についての講習会の実施やパンフレットの配布など周知活動を推進します。

働く女性を支援するための講習会を実施するとともに、起業など多様な就労への支援や相談を行います。

働く意欲のある人が多様な働き方ができるよう就労支援を行うとともに、市内在住者を採用する事業所等への支援を推進します。

●主な施策

就労に関する法制度の周知
職業能力の向上
就労形態の多様化への対応
多様な人材の活用

※1 男性中心型社会慣行: 性別による固定的役割分担意識や男女の適正や能力についての固定概念を前提とした社会制度や慣行。

※2 ライフイベント: (life event) 生活上のさまざまな出来事。特に、結婚・就職・出産・大病など、その後の人生に影響のある、大きな出来事。

③農業・自営業者等への意識啓発

家族経営が多い農業や自営業などにおいて、女性が男性の対等なパートナーとして経営に参画し、経済的な地位の向上のために必要な取り組みを進めていくことが大切です。

育児や介護の負担軽減や働きやすい作業環境の整備などワーク・ライフ・バランスの実現に向けて意識と行動を変えていく必要があります。

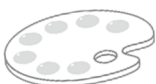


家族経営協定^{※1} 事業の周知を行うとともに、農業や自営業に携わる女性に対し、経営に関する講習会や情報提供に努め、経営や方針決定への参画を促進します。

また、農業や自営業等に従事する女性同士の情報交換や交流機会を提供します。

●主な施策

- 経営や方針決定への参画促進
- 農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援
- 農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善
- 農業委員への女性の登用



コラム

colorful palette

働き方改革ーワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

ここ数年で子育て支援や介護サービスの充実がより進み、結婚・出産後も女性が仕事を続ける環境が整ってきていますが、今も男性に比べ女性が家事・育児に費やす時間は多いのが現状です。諸外国と比べても日本の男性の家事・育児時間は少なく、これまでの男性中心型の働き方による長時間労働が原因のひとつとなっていると考えられます。

仕事と家庭生活の両立を困難にし、女性のキャリア形成や男性の家庭参画を妨げる長時間労働を

防止するため、時間外労働規制の仕組みを改める等、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革が進められています。

働きたい女性が就業調整を意識せず働くことができるよう、配偶者控除の見直しや、男性の配偶者の出産直後の休暇取得など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け様々な取り組みが展開されています。

※1 家族経営協定：経営内において家族一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを実現するため、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

具体的施策

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性 ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
6	事業者に向けた啓発活動の推進	① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ ・年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレットの配布を行います。	商工観光課
7	働き方見直しへの取り組み	① 多様な働き方の取り組み ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化による問題に対応するため、就業機会の拡大や意欲・生産性を向上する環境づくりのため、パンフレット等での周知活動を行います。 ② 企業の働き方改革 ・企業への働き方改革を啓発し、労働者の働く意欲を引き上げるための取り組みとして、企業訪問等でのパンフレット配布等の啓発活動を展開します。 ③ 女性活躍推進の情報発信 ・女性活躍推進での取り組みや連携している企業の紹介など情報を市のホームページで発信します。	商工観光課 市民協働課
施策の方向性 ② 多様な働き方への支援			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
8	就労に関する法制度の周知	① パートタイム労働法^{*1}、改正労働者派遣法^{*2}等、法制度の周知 ・多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課
9	職業能力の向上	① 女性を対象とした各種講習会の開催 ・就労意欲を持つ女性を対象にキャリアアップにつながる講習会（セミナー）を開催します。 ② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供 ・県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。 ・県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めます。	市民協働課 商工観光課
10	就労形態の多様化への対応	① 起業に向けた支援 ・起業を希望する女性を対象とした起業セミナーや講座等を行います。 ・市内で起業して活躍する女性を市のホームページや広報紙などで紹介し、また、女性の起業に向けたパンフレットなどを作成するなど、女性の起業について小美玉市独自の情報を提供します。 ② 新しい就労形態への支援策の展開 ・SOHO ^{*3} 、コミュニティ・ビジネス ^{*4} 等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	商工観光課 市民協働課
11	多様な人材の活用	① 人材育成を図る企業への支援 ・市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。 ② 高齢者の就労支援 ・高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。	商工観光課 介護福祉課

^{*1} **パートタイム労働法**: 正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。パートで働く労働者の適正な労働条件の確保や正社員への転換の推進などを図るために制定された法律。

^{*2} **労働者派遣法**: 正式名称は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」。派遣労働者の雇用の安定や雇用中の福祉関係の充実を行い、労働者派遣事業を安定的に運営していくために作られた法律。

^{*3} **SOHO**: (small office home office) 小規模な事業者や個人事業者のこと。また、事務所などを離れネットワークを利用して仕事をする形態もいう。

^{*4} **コミュニティ・ビジネス**: 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

施策の方向性 ③ 農業・自営業者等への意識啓発			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
12	経営や方針決定への参画促進	<p>① 経営や方針決定への参画促進のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報を提供します。 ・農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 <p>② 農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換をできるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。 	商工観光課 農政課
13	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	<p>① 経営に関する情報提供の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に対する広報活動を展開し、安定した経営が図られるよう情報発信を行います。 ・経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。 	商工観光課 農政課
14	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	<p>① 家族経営協定事業の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。 	農政課 農業委員会
15	農業委員への女性の登用	<p>① 農業委員への女性登用の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。 ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。 <p>② 女性人材情報の収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。 	農政課 農業委員会



▲女性の能力開発講座「女性のためのシャイニングキャリアセミナー」



安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

- ▼誰もが生涯にわたり心身ともに安心して健康に暮らせるような環境の整備に努めます。
また、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向け、関係機関と連携し啓発・支援体制を整えます。

現状と課題

重点目標1

誰もが安心して暮らせて、地域に参画できる仕組みづくりが必要

- ▶ 「安心して暮らせる環境の整備」については、本市では子どもから子育て世代、高齢者、障がい者まで、あらゆる人が安心・安全に暮らせるよう、各種支援の充実に努めてきたところです。

今後重点的に推進してほしい施策（市民意識調査）では、男女ともに「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制の整備」、「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」が多く、関心が高い分野であることから、今後も更なる充実に努めていく必要があります。

また、高齢者、障がい者、外国人や性的マイノリティ（LGBT）等、社会的に不利な立場に置かれやすい人々誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みの充実が求められます。

安心して暮らしていくためには、日頃から家庭等において、自然災害に対して備える必要があります。平成23年の東日本大震災の発生時、災害後の女性への家事・子育て等の集中、避難や復旧時における男女のニーズの違いなど、男女で災害から受ける影響に違いが生じたことがわかりました。

本市でも、災害時における意思決定の場への女性の参画は進んでいない状況であるため、今後予測される災害にむけて、予防から復興まですべての局面において女性の役割の重要性を認識し、女性の視点を反映していくための制度や仕組みづくりに努めていく必要があります。

仕事以外に参加している・今後参加したい活動（市民意識調査）では、現在男女ともに「趣味やスポーツ等」、「地域活動」が多く、今後の希望では「地域活動」が大きく減少しており課題となっています。

その一方で、環境保護や福祉などのボランティア活動の希望は増加し、特に女性の割合が高くなっています。女性が自立し、個性と能力を発揮していく意識を高め、支援する働きかけが必要です。

重点目標2

人権侵害・暴力（DV）を許さない、仕組みづくりが必要

- ▶ 「心と身体の保護」については、市民が生涯を通じ心身ともに安心して健康に暮らしていけるよう、妊娠や出産期からの相談・啓発や、思春期における相談・性教育、高齢者を対象とした各種検診・教室・相談等を実施しています。今後とも、健康の保持増進のため、男女の心身及び健康に関する正確な知識・情報を提供するとともに、自分の体や性に関することは自分で決めるという総合的な考え方、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を啓発していく必要があります。

人権侵害や暴力に関する取り組みとして、本市では、ドメスティック・バイオレンス（以下DV）・セクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）被害者の心のケアや生活再建に向けた支援、緊急保護のための関係機関との連携強化等による支援を行っています。

DV等に対する相談件数（市民意識調査）は、前回調査時より「相談した」が増加しており、相談先の周知度（市民意識調査）も、各種機関が多く挙げられ、相談体制の周知は進んできました。

しかしながら、DV等の根絶には至ってはならず、さらに、全国的に児童虐待や子どもの貧困等の問題が増加し、大きな社会問題となっています。

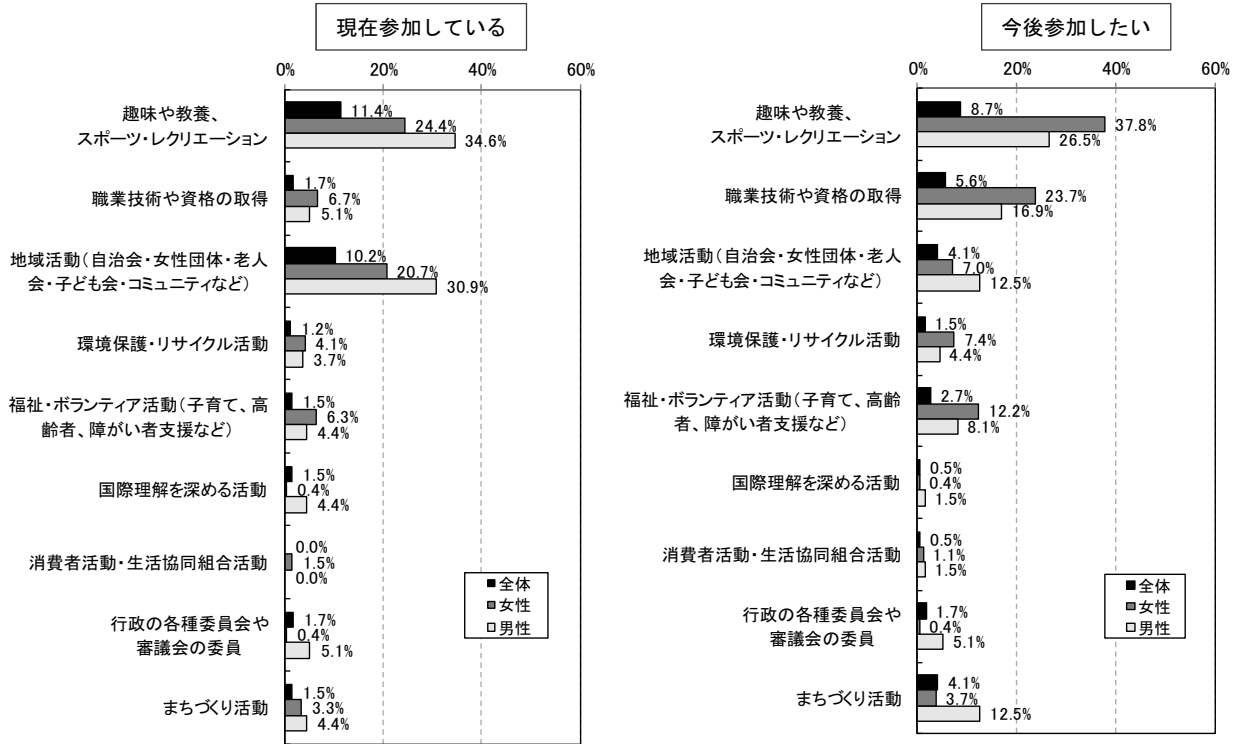
今後も、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向けて、一人ひとりが認識を深めるとともに、被害の発生・深刻化を防ぐための啓発活動の充実に努める必要があります。

さらに、人権侵害の対策・あらゆる暴力の防止対策、被害を訴えることができる場の拡充や保護体制の整備、被害者支援など、庁内や関係機関と連携し推進していく必要があります。

市民意識調査（令和元年6月実施）などから

◆「地域活動」は減少、「職業技術や資格の取得」、「福祉・ボランティア」、「環境保護」等が増加。

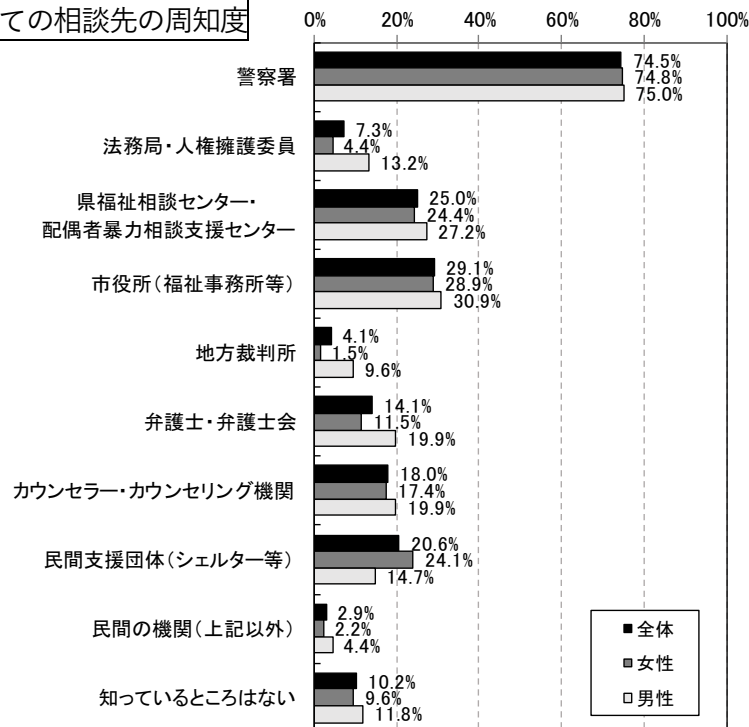
👉 仕事以外に参加している・今後参加したい活動



※その他、参加していない・参加したくない、無回答除く

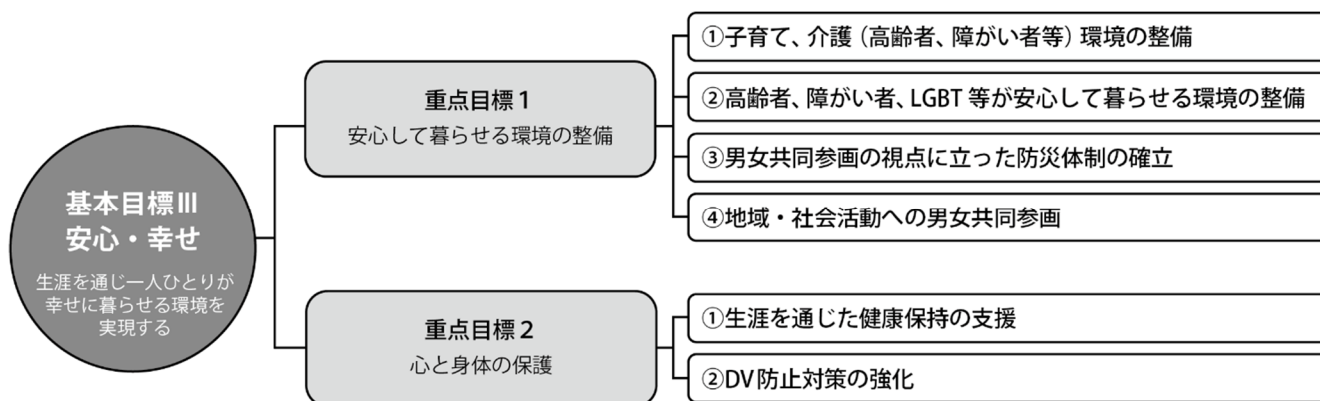
◆「警察署」、「市役所(福祉事務所)」等公的機関が高い。「知っているところはない」も1割以上。

👉 DV等についての相談先の周知度



※無回答除く

施策の体系



目標指標

目標指標	内容	平成 20 年	現況値 令和元年	目標値 令和 6 年	担当課
「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が充実していないと考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制を整備する」と答えた人の割合減※を目指す。 (※割合が減ると施策が推進していると考えられるため)	(女性) 67.3%	(女性) 62.2%	(女性) 58.0%	市民協働課
		(男性) 55.6%	(男性) 48.5%	(男性) 42.0%	
「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」と答えた人の割合減※を目指す。 (※割合が減ると施策が推進していると考えられるため)	-	(女性) 43.3%	(女性) 38.0%	市民協働課
		-	(男性) 40.4%	(男性) 35.0%	
女性のがん検診受診者の割合	生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。	-	(乳がん検診) 21.4%	(乳がん検診) 25.0%	健康増進課
		-	(子宮がん検診) 17.4%	(子宮がん検診) 20.0%	
産後の指導・ケアに満足している人の割合	育児不安や産後うつが増加する時期に、安心して育児を行うことができると感じる人の割合の増加を目指す。	-	89.8%	91.5%	健康増進課
DV※1の相談先を知らない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「DVの相談先を知らない」と答えた人の割合減を目指す。	(女性) 20.9%	(女性) 9.6%	(女性) 4.0%	市民協働課
		(男性) 21.8%	(男性) 11.8%	(男性) 7.0%	

※1 ドメスティック・バイオレンス/DV:配偶者・パートナーからの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

◆重点目標 1

安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性

①子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備

経済社会の持続可能な発展や企業の活性化のためには、働きたい人が性別に関わりなくその能力を發揮できる社会づくりは重要です。働きたいと思っても、子育てや介護を理由に求職していない女性がまだ多数いることは、大きな社会損失となっています。

働きたい女性が仕事と子育て・介護の二者択一を迫られることなく働き続けることができるような支援が求められています。



働く女性の負担を軽減するために、子育て支援の充実を図るとともに、在宅支援サービスなど介護支援の充実に努めます。

また、企業に向けては、労働者の子育てや介護への支援などの環境整備を働きかけます。

●主な施策

- 子ども・子育て支援の充実
- 高齢者の暮らしを支えるサービスの実施
- 障がい者の介護支援の充実
- 子育てや介護を支えるネットワークの整備
- 子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ

②高齢者、障がい者、LGBT 等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進展する中、低年金・無年金者になる高齢者が増加しており、特に女性は高齢期に達する以前から生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

さらに、障がい者、外国人、LGBT等すべての人が困難に直面することなく安心して暮らせる環境整備が必要です。



高齢者や障がい者が地域で自立し暮らしていくための多様なサービスの充実を図ります。また、生活困窮により様々な困難に直面している女性やその子どもの自立と生活安定のための支援を推進します。

LGBT(性的マイノリティ)^{※1}の当事者や家族等に向けて情報提供に努めるとともに、不安や悩みを解消するための支援を行います。また、不当な差別を根絶するなどの解決を図るため支援方針を検討します。

●主な施策

- 高齢者の自立支援に関するサービスの充実
- 障がい者の自立支援に関するサービスの充実
- 多様な福祉サービスの展開
- LGBT（性的マイノリティ）への支援

※1 LGBT/性的マイノリティ: Lesbian(レズビアン:女性の同性愛者)、Gay(ゲイ:男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル:両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー:こころの性とからだの性と不一致)の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉のひとつとして使われることもある。

③男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害の被害は、性別、年齢、障がいの有無等の様々な社会的立場によって影響が異なることから、それぞれの立場に応じた社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要です。

災害の予防、応急、復旧、復興等すべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を推進する必要があります。



防災施策へ女性の視点を反映し、方針決定過程への女性の参画を進めるため、防災会議等への女性の登用を推進します。

災害時に支援が必要な高齢者、障がい者、外国人等への対応に備えるとともに、防災に関する情報提供を図ります。

●主な施策

防災体制の強化
自主防災の強化

④地域・社会活動への男女共同参画

地域で行われる様々な活動は、これまで専業主婦をはじめとした女性が多くを担い、自治会などの団体の役職については男性が多くを占めていました。

人口減少が進行している今、男女共同参画を実現するためには、地域活動を担う人材の育成やリーダーとしての女性の参画を拡大していくことが求められています。



地域活動への参画を促進するため、地域活動に関する情報発信を積極的に行うとともに、講習会の実施や優れた知識や経験を持つ女性の人材情報を収集し、リーダーの育成に努めます。

●主な施策

地域活動に関する情報提供
地域活動を担うための人材育成
地域社会における女性の人材活用
女性の社会参画に向けた市民の意識づくり

具体的施策

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性 ① 子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	子ども・子育て支援の充実	① 保育機能の強化、多様化 ・幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。 ・幼稚園が地域における子育て支援を担えるよう、保育のニーズに沿った預かり保育の充実を図ります。 ② 民間保育所等の指導、育成、財政援助 ・多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。 ③ 放課後児童健全育成事業^{*1}の充実 ・共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプラン ^{*2} の充実を図ります。	学校教育課 子ども福祉課
2	高齢者の暮らしを支えるサービスの実施	① 在宅福祉サービスの充実 ・加齢に伴い移動、軽度な身の回りの世話などに支援を要する方に対し、サービスを実施し高齢になっても安心して暮らせる環境を整備します。	介護福祉課
3	障がい者の介護支援の充実	① 在宅支援サービスの充実 ・障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課
4	子育てや介護を支えるネットワークの整備	① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり ・「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換の場を提供し、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる交流の場を提供します。 ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。	子ども福祉課 健康増進課
5	子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ	① 茨城県結婚・子育て応援企業表彰の紹介 ・地域の結婚支援や子育て支援に積極的な取り組みを行っている企業を対象にした「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」で入賞した企業の事例集等に関係機関へ配布及び窓口等へ設置します。 ② 介護者のリフレッシュ事業の推進 ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。 ③ ファミリー・フレンドリー^{*3}の紹介 ・女性の活躍を推進する優れた企業への「ファミリー・フレンドリー」表彰制度の周知を図ります。	子ども福祉課 介護福祉課 商工観光課
施策の方向性 ② 高齢者、障がい者、LGBT 等が安心して暮らせる環境の整備			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
6	高齢者の自立支援に関するサービスの充実	① 高齢者の趣味や生きがいづくりの推進 ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をすることで、交流機会が拡大し、生きがいをもって生活できるよう支援します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。 ② 介護予防の推進 ・要支援者等の多様なニーズに対応できるよう、市独自の事業を提供し、介護予防に努められるよう取り組みます。	介護福祉課

※1 放課後児童健全育成事業:保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

※2 新放課後子ども総合プラン(小美玉市では「放課後こどもプラン」の名称で実施):小学校に就学しているすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業及び放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業を一体的に又は連携して実施するプラン。

※3 ファミリー・フレンドリー:仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業を、毎年10月に表彰を実施している。

7	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	① 福祉サービスの充実 ・障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。 ② 障がい者スポーツレクリエーション教室の開催 ・レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、障がい者スポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。	社会福祉課
8	多様な福祉サービスの展開	① 相談業務の充実 ・「家庭児童相談室」に相談員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。 ② 各種助成等の情報提供 ・住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。	子ども福祉課 社会福祉課 介護福祉課
9	LGBT（性的マイノリティ）への支援	① LGBT に対する支援・情報提供 ・性的マイノリティへの不当な差別など当事者やその家族が抱える課題解決を図るため、性的マイノリティに関する支援方針を検討します。 ・性的マイノリティの当事者の方や家族、企業や学校等で当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどの解消等を図るため開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」など県の支援に関する情報などを提供します。	市民協働課

施策の方向性 ③ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

No.	施策	施策の内容	主な担当課
10	防災体制の強化	① 防災会議等への女性の参加 ・防災会議等への女性の委員登用を推進します。	防災管理課
11	自主防災の強化	① 災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援 ・災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。 ② 高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知 ・災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。	防災管理課 市民協働課

施策の方向性 ④ 地域・社会活動への男女共同参画

No.	施策	施策の内容	主な担当課
12	地域活動に関する情報提供	① 広報紙、市ホームページによる情報発信 ・より多くの人々が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課
13	地域活動を担うための人材育成	① リーダー育成のための講習会の開催 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 ・社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	市民協働課 社会福祉課
14	地域社会における女性の人材活用	① 女性人材情報の収集・提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報をリスト化し、情報提供をします。	市民協働課
15	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページ、SNS^{*1}等による情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課

*1 SNS/ソーシャル・ネットワーク・サービス:友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニケーション型のサービス。

◆重点目標 2

心と身体の保護

施策の方向性

①生涯を通じた健康保持の支援

男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

女性は妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）^{※1}の視点が重要です。生涯にわたる男女の包括的健康支援や妊娠・出産等に関する健康支援が求められています。

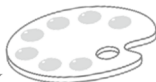


母体保護に関する啓発に努め、妊娠・出産から乳幼児までの母子保健の充実を図るとともに、学校教育における性教育や思春期の生徒を対象にした相談体制の充実を図ります。

生活習慣病や更年期障がいなど年齢に応じた健康支援を行うとともに、身体だけでなくこころの健康についての相談の充実を図ります。

●主な施策

- 母体保護に関する啓発
- 性に関する学習機会の提供
- 母子保健事業の拡充
- 健康意識の向上、健康管理の充実



コラム

colorful palette

自分らしく生きることのできる社会—LGBT 国・茨城県の取り組み

国においては、LGBT に対する偏見や差別をなくすために、法務省が性の多様性について考える各種啓発活動を行ったり、文部科学省が学校教職員に向けて性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒へのきめ細かな対応等の実施についてパンフレットで周知し、学校における適切な教育相談の実施等を促したり、様々な取り組みを進めています。

LGBT のカップルを夫婦に相当する関係として公認するパートナーシップ制度は、2015 年 11

月に初めて東京都渋谷区、世田谷区で導入され、都道府県では 2019 年 7 月に茨城県が初の宣誓制度を施行しました。

「いばらきパートナーシップ宣誓制度」は、「一方又は双方が性的マイノリティである 2 人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度です。交付された受領証等は、公営住宅の入居申込みや公立病院での手術の同意等に利用することができます。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ/性と生殖の健康・権利: 女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

②DV防止対策の強化

女性に対する暴力は、犯罪行為となり得ることもある重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復に取り組み、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を形成していく上で重要な課題です。

配偶者等からの暴力やストーカー行為などの被害は深刻な社会問題となっています。特に近年はSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネットを利用した性犯罪も起こっており、DV被害が多様化・複雑化しています。このような状況に対し、的確に対応していくことが求められています。



DVやセクシュアル・ハラスメント※1 防止のための広報紙やホームページを活用した啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。また、家庭内暴力や虐待などあらゆる暴力の根絶を広く市民に呼びかけていきます。

DV被害者の安全確保と生活再建に向けて必要に応じた保護を行います。

DV被害者の安全確保等の対処を市職員へ徹底するとともに、庁内のDV対策連携体制の強化を図ります。

●主な施策

- DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動
- 教職員の能力の向上とサポート体制
- 相談体制の整備
- DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化
- DV対策に向けた庁内の連携
- 担当職員の資質向上



▲女性に対する暴力をなくす運動「パープル・ライトアップ」の実施

※1 セクシュアル・ハラスメント/セクハラ:継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、様々な生活の場で起こり得るものである。

具体的施策

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性 ① 生涯を通じた健康保持の支援			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
16	母体保護に関する啓発	① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）についての啓発 ・母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	健康増進課
17	性に関する学習機会の提供	① 学校教育における性教育の充実 ・発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 ② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実 ・思春期の生徒やその保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	学校教育課 指導室(教) 生涯学習課
18	母子保健事業の拡充	① 妊産婦健康診査の公費負担の拡充 ・母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。 ② 妊娠・周産期の健康づくり ・妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。 ③ 訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。 ・訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。 ・該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。	健康増進課
19	健康意識の向上、健康管理の充実	① 各種健診、健康教育・健康相談事業の充実 ・生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。 ② 地域・職域連携の推進 ・市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。 ③ こころの健康への支援 ・広報紙等による知識の普及啓発と、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図ります。また、ゲートキーパー ^{※1} の養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。	健康増進課
施策の方向性 ② DV防止対策の強化			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
20	DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	① 広報活動の実施 ・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。 ② 市民への啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動を推進し、DV、児童虐待などあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけていきます。	市民協働課

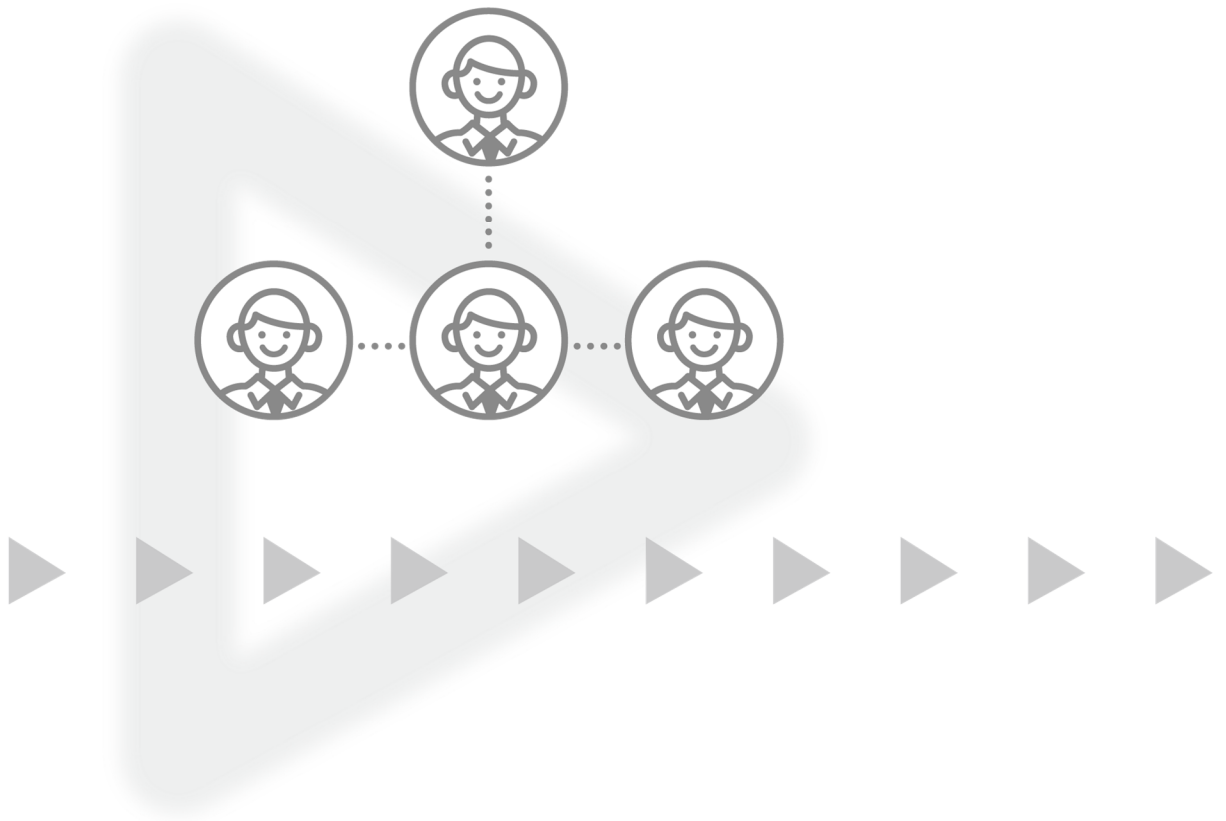
※1 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

21	教職員の能力の向上とサポート体制	①教職員資質能力向上の研修の実施 ・小美玉市教育研究会（市内公立小中学校教職員で構成）において、デートDV ^{※1} や性の多様性についての研究を推進します。 ・小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。	学校教育課 指導室(教)
22	相談体制の整備	① 被害を訴える場（相談窓口）の周知活動 ・DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。 ・DVやセクハラ被害を受けたときや被害を目撃したときに被害の相談をできる相談場所について広報紙や市ホームページ等から情報提供を行います。	子ども福祉課 市民協働課
23	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	① DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。 ・被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。 ② 被害者の個人情報の保護 ・被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齢簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	子ども福祉課 市民課 学校教育課 指導室(教)
24	DV対策に向けた庁内の連携	① 庁内DV対策連携体制の強化 ・被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。	子ども福祉課 市民協働課
25	担当職員の資質向上	① 庁内外への研修への参加促進 ・相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。	子ども福祉課



▲赤ちゃんふれあい体験(中学生)

※1 デートDV:交際中の相手から受ける身体的暴力・心理的攻撃・経済的圧迫・性的強要など、相手を思いどおりに支配しようとする言動や態度のこと。



IV

創る・進める

推進体制を整備する

創る・進める 推進体制を整備する

▼計画の推進に向けて、関係各課との連携を図り、推進体制の整備、強化を行います。さらに、市民や事業者、民間団体等との連携を強化し、計画の実行性を高めます。

現状と課題

重点目標1

計画の着実な進行管理が求められている

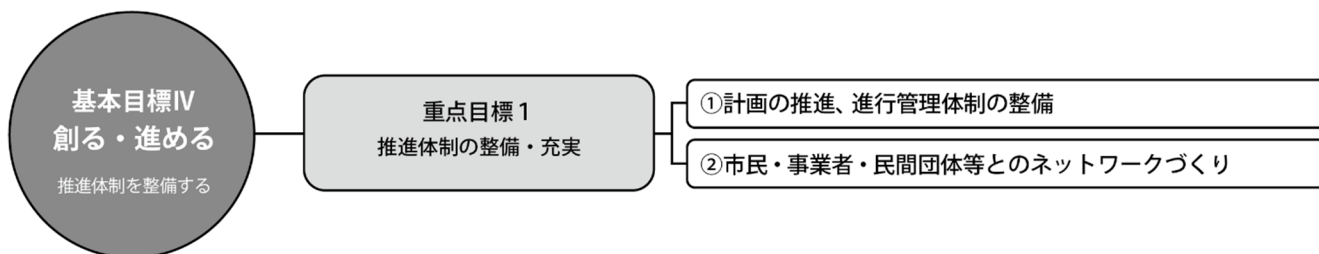
▶本市では「いろとりどりパレットプラン」（平成21年度）の策定後、毎年度、計画の進捗管理を実施し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を積極的に推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっており、これを着実に推進するためには、推進体制と進捗状況の管理体制が重要です。また、社会情勢の変化、法制度の改正などに対応し、計画の見直しを進めていくことも必要です。

一方、施策の推進にあたっては行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取り組みを展開することも期待されます。

国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策の実現へ反映させる必要があります。

施策の体系



目標指標

目標指標	内容	平成20年	現況値 令和元年	目標値 令和6年	担当課
第2次小美玉市男女共同参画推進計画の実施状況の割合	本計画の進捗管理調査における事業実施の割合増加を目指す。	-	(平成30年) 96.6%(※)	100%	市民協働課

(※) 現況値は第1次計画の進捗管理調査の実施状況による

◆重点目標 1

推進体制の整備・充実

施策の方向性

①計画の推進、進行管理体制の整備

本市の男女共同参画の取り組みを着実に進めるにあたり、推進体制を整備するとともに、計画の進行管理に努めます。



継続的に「小美玉市男女共同参画推進委員会」を開催し、本市の男女共同参画の計画を推進します。また、毎年度、計画の進捗状況を調査し、ホームページ等を通じて市民へ公開します。

●主な施策

推進、進行管理体制の整備

②市民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり

男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、民間団体等と協働が重要です。また、国・県・近隣市町村との協調も必要です。



市民、事業者、民間団体の男女共同参画に関する取り組みを把握するとともに、活動の支援を行い、計画推進のためのパートナーシップを強化します。

また、国・県・近隣市町村の男女共同参画に関する情報収集を行い、施策に反映します。

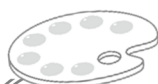
●主な施策

市民、事業者、民間団体等との協働
国、県、近隣市町村との協調

具体的施策

重点目標 1 推進体制の整備・充実

施策の方向性 ①計画の推進、管理体制の整備			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	推進、進行管理体制の整備	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の開催 ・計画を着実に推進するため、委員会を継続的に開催し、検討を行います。 ② 事業実施状況の取りまとめ（毎年度） ・計画の進捗状況を把握し、広報紙や市のホームページを通して市民に情報を公開します。	市民協働課
施策の方向性 ②市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
2	市民、事業者、民間団体等との協働	① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取り組みへの支援 ・男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」の入賞事例の紹介等、情報提供に努めます。 ・男女共同参画に関する自主的な取り組みを行う市民、事業者、民間団体と事業を協働で行い、ネットワークづくりに努めます。	子ども福祉課 市民協働課
3	国、県、近隣市町村との協調	① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集 ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行います。	市民協働課



message

これからの小美玉市男女共同参画推進に向けたメッセージ

小美玉市男女共同参画審議会
審議会会長 砂金 祐年

男女共同参画の推進にはふたつの意味があります。ひとつは価値観の多様化や共働きの増加といった社会的変化に対応するためです。でも、もうひとつ、人類が長い歴史の中で取り組み少しずつ発展させてきた「人権」の発展の一部であるという視点も忘れてはならないと思います。

この第2次小美玉市男女共同参画推進計画が、身体的・社会的性差にとらわれない、誰もが暮らしやすい小美玉づくりの一助となることを心から願っております。

小美玉市男女共同参画推進委員会

この度、多くの市民の皆さまのご尽力により「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」が策定されました。前計画より10年が経過しましたが、その間、男女共同参画推進委員会では、啓発活動や学習会などの取り組みをして参りました。

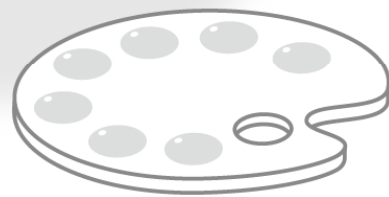
すべての人が性別にとらわれることなく、認め合い、高め合う社会を目指すためには、市民の皆さまの男女共同参画に向けた意識向上や行動が必要です。

第2次計画を「手引き」にしながら男女共同参画に向けて皆さまも一緒に取り組んでまいりましょう。



資料編

第2次小美玉市男女共同参画推進計画



1 策定経緯

年月日	内 容
令和元年 5 月 24 日	第 1 回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画の策定について ・計画の基本的考え方 ・計画策定のスケジュール ・小美玉市男女共同参画市民意識調査 調査票（案）
令和元年 6 月 17 日～ 令和元年 6 月 25 日	小美玉市男女共同参画市民意識調査の実施 調査対象：市内居住している 18 歳以上の市民 2,000 人 調査方法：郵送による配布回収 回収数：413 票（回収率 20.6%）＊有効回収数 412 票（白紙 1 票）
令和元年 7 月 1 日	第 1 回小美玉市男女共同参画審議会〔諮問〕 ■委嘱状交付 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画の策定について ・計画の基本的考え方 ・計画策定のスケジュール
令和元年 8 月 9 日	第 2 回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■小美玉市男女共同参画市民意識調査結果報告（速報版） ■基本構想（案）について ■次期計画各課施策調査の実施について
令和元年 9 月 19 日	第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画に関わるヒアリング調査の実施① 対象・市職員グループ（子育て中の男性職員） ・小美玉市男女共同参画推進委員
令和元年 10 月 4 日	第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画に関わるヒアリング調査の実施② 対象・女性活躍企業グループ（小美玉市内企業） ・高校生グループ（県立中央高等学校）
令和元年 10 月 23 日	第 3 回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■小美玉市男女共同参画市民意識調査結果報告 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画に関わるヒアリング実施結果報告 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画（素案）について

年月日	内 容
令和元年 11 月 8 日	第 2 回小美玉市男女共同参画審議会 ■小美玉市男女共同参画市民意識調査結果報告 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画に関わるヒアリング実施結果報告 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画（素案）について ・序論 ・基本構想 ・基本計画
令和元年 12 月 5 日	小美玉市議会全員協議会 パブリックコメント実施の報告
令和元年 12 月 20 日～ 令和 2 年 1 月 20 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 1 月 24 日	第 4 回小美玉市男女共同参画策定委員会 ■パブリックコメント結果報告 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画（原案）について
令和 2 年 2 月 13 日	第 3 回小美玉市男女共同参画審議会 ■パブリックコメント結果報告 ■第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画（原案）について ■答申書（案）について
令和 2 年 2 月 21 日	第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画〔答申〕

2 小美玉市男女共同参画条例

平成20年12月22日

条例第43号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念(第3条―第9条)

第3章 市, 市民, 事業者及び教育関係者の責務(第10条―第15条)

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第16条―第26条)

第5章 小美玉市男女共同参画審議会(第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、昭和50年の国際婦人年から今日まで、世界では国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的で作られた女子差別撤廃条約が採択されるなど、積極的な取組が行われてきました。

日本でも、男女が公平な労働条件の下で働くことを目指した男女雇用機会均等法や男女が平等な立場で生活することを旨とした男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度がしだいに整備されてきました。

小美玉市においても、平和で豊かな男女共同参画社会の実現に向けて、男女が平等な立場でいきいきと暮らす社会づくりに向けて、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が存在しており、真の男女平等の達成にはさらなる努力が求められています。

こうした世の中の動きを踏まえ、小美玉市では、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念並びに小美玉市自治基本条例(平成19年小美玉市条例第26号。以下「自治基本条例」という。)第21条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市, 市民, 事業者及び教育関係者の責務と基本施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

すべての人が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

(2) 市民

市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(3) 事業者

個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。

(4) 教育関係者

学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。

(5) 積極的改善措置

男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)

性的な言動により他人の生活環境を害すること及び性的言動に対する他人の対応によりその他人に不利益を与えることをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等への暴力)

配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及びそれを目撃することで起こる子ども等への心理的虐待をいう。

第2章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 男女共同参画の推進にあたっては、男女の性別にかかわらず、性同一性障害をもつ人その他多様な性をもつ人の人権についても配慮しなければならない。

(暴力の根絶)

第4条 男女共同参画の推進は、あらゆる形態の暴力を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であることを旨として行わなければならない。

(社会制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画の推進にあたっては、性別による固定的な役割分担にとらわれることのないように、社会における制度又は慣行をできるかぎり中立なものとするように配慮しなければならない。

(共同参画の機会確保)

第6条 男女共同参画の推進は、男女が市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとることを旨として行わなければならない。

(家庭生活とその他の活動の両立)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が家族の一員として、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場、地域などの活動を両立させることができるようにすることを旨として行わなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第8条 妊娠、出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行わなければならない。

(国際協調)

第9条 男女共同参画の推進は、国際社会と協調することを旨として行わなければならない。

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務

(市の責務)

第10条 市は、前章の基本理念にのっとり、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女共同参画施策を実施するための体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進の重要性を自覚し、市と協力して、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるように職場環境を整備し、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第13条 教育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの教育の場において男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域及びその他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域及びその他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭、地域及びその他社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第15条 すべての人は、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないように努めなければならない。

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策 (基本計画)

第16条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第27条に規定する小美玉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、すみやかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定などにあたっての配慮)

第17条 市は、施策の策定及び実施にあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第18条 市は、基本理念に関する理解を深めるため、市民及び事業者へ情報の提供、広報啓発活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会などにおける男女共同参画の推進)

第21条 市は、各種審議会の設置にあたり、審議会の委員の委嘱などを行う場合は、男女の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第25条 市長は、必要に応じ、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情及び相談)

第26条 市は、男女共同参画の推進に関する市民並びに事業者からの苦情及び相談を処理するための総合的な窓口を設けるものとする。

第5章 小美玉市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第27条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、小美玉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項の審議会について必要な事項は、小美玉市男女共同参画審議会条例(平成20年小美玉市条例第26号)に定める。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

3 小美玉市男女共同参画審議会

小美玉市男女共同参画審議会条例

平成20年6月27日

条例第26号

改正 平成24年12月25日条例第36号

平成25年12月26日条例第36号

(設置)

第1条 小美玉市における男女共同参画社会の実現を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小美玉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の実現に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員のうち特定の地位又は職によって委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)で定めるところにより報酬を支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布から施行する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年条例第36号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小美玉市男女共同参画審議会委員名簿

No.	選出区分	役職名	氏名	経歴等	備考
1	識見を有する者	会長	砂金 祐年	常磐大学准教授	
2		副会長	三輪 挺子	小美玉市男女共同参画推進委員会委員長	
3	関係団体を代表する者		磯辺 隆	小美玉市農業委員会会長	
4			長谷川 光男	小美玉市人権擁護委員会連絡会会長	
5			松本 栄子	小美玉市女性会連絡協議会会長	
6			皆藤 正造	小美玉市校長会会長 小美玉市立小川北中学校校長	
7			島田 昭弘	小美玉市企業連絡協議会会長	第1回会議
			森藤 哲男	小美玉市企業連絡協議会会長	第2～ 3回会議
8			大原 光浩	小美玉市PTA連絡協議会会長	
9		三輪野 裕夫	小美玉市区長会会長		
10	公募による市民		久米 真弓	公募	
11			柴田 千青	小美玉市男女共同参画推進委員会委員	
12			羽鳥 光子	公募	
13	市長が認める者		市村 文男	小美玉市議会議長	第1～ 2回会議
			笹目 雄一	小美玉市議会議長	第3回会議
14			福島 ヤヨヒ	小美玉市議会議員	
15			植木 弘子	小美玉市議会議員	

* 敬称略 順不同

4 小美玉市男女共同参画策定委員会

小美玉市男女共同参画策定委員会設置要綱

平成 20 年 11 月 14 日

告示第 189 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日告示第 78 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画計画の策定を円滑に推進するために、小美玉市男女共同参画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員には別表の右欄に掲げる職員をもって充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めたものとする。

3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員会は、市長が任命する。

6 この策定委員会にアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第 4 条 策定委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じ、男女共同参画に関する施策について学歴経験のある者に対し策定委員会に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第 5 条 策定委員会にワーキングチームを置き、委員会の運営について必要な事項を処理する。

2 ワーキングチームを構成するメンバーは、市職員の中から委員長が指名する。

3 ワーキングチームは、必要に応じ市長公室市民協働課長が招集する。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、市長公室市民協働課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第78号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第3条関係)

委員長、委員等	職名
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	市長公室長
委員	企画財政部長
委員	総務部長
委員	市民生活部長
委員	保健衛生部長
委員	福祉部長
委員	産業経済部長
委員	都市建設部長
委員	会計管理者
委員	危機管理監
委員	教育部長
委員	議会事務局長
委員	水道局長
委員	消防長
委員	社会福祉協議会事務局長

小美玉市男女共同参画策定委員名簿

No.	委員長, 委員等	氏名	役職	備考
1	委員長	岡野 英孝	市長公室長	
2	副委員長	加瀬 博正	教育長	
3	委員	立原 伸樹	企画財政部長	
4	委員	山口 守	総務部長	
5	委員	太田 勉	市民生活部長	
6	委員	倉田 増夫	保健衛生部長	
7	委員	磯 敏弘	福祉部長	
8	委員	矢口 正信	産業経済部長	
9	委員	関口 茂	都市建設部長	
10	委員	鈴木 定男	会計管理者	
11	委員	飯塚 新一	危機管理監	
12	委員	中村 均	教育部長	
13	委員	我妻 智光	議会事務局長	
14	委員	金谷 和一	水道局長	
15	委員	長島 久男	消防長	
16	委員	伊藤 博文	社会福祉事務局長	

* 敬称略

※副市長が不在の為、市長公室長を委員長とする

5 小美玉市男女共同参画推進委員会

小美玉市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成20年2月29日

告示第32号

改正 平成25年3月28日告示第52号

平成26年3月28日告示第44号

平成31年4月1日告示第79号

(設置)

第1条 市の男女共同参画社会の形成を推進するため、広く市民の意見、要望を計画推進に反映させることを目的にして、小美玉市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項についての意見及び提言、並びに検討を行う。

- (1) 小美玉市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他女性に関する施策の実践に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員15人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体から推薦された者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会には、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを決める。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 推進委員会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。
- 3 推進委員会に、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市長公室市民協働課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第52号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第44号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第79号)

この告示は、公布の日から施行する。

小美玉市男女共同参画推進委員名簿

No.	委員長, 委員等	氏 名	経歴等	備 考
1	委員長	三輪 挺子	公募者	
2	副委員長	熊沢 綏幸	小美玉市区長会	
3	副委員長	黒田 静江	公募者	
4	委員	皆藤 和子	小美玉市女性会連絡協議会	
5	委員	藤田 友子	小美玉市更生保護女性の会	
6	委員	谷津 綾子	小美玉市消費生活の会	
7	委員	久保田 隆子	小美玉市食生活改善推進協議会	
8	委員	杉山 壽賀子	茨城県男女共同参画推進委員	
9	委員	百地 榮子	茨城県男女共同参画推進委員	
10	委員	前野 恵美子	茨城県男女共同参画推進委員	
11	委員	柴田 千青	公募者	
12	委員	猪野 佳子	公募者	
13	委員	藤田 恵弘	公募者	
14	委員	島田 美幸	公募者	
15	委員	須貝 容子	公募者	

* 敬称略 順不同

6 第2次小美玉市男女共同参画推進計画に関わるヒアリング調査参加者

No.	選出区分	氏名	経歴等	備考
1	市男性職員 (子育て中)	原田 啓司	農政課 地籍調査室	
2		塚本 和宏	総務課 行革推進係	
3		小沼 哲仁	総務課 庶務係	
4		中根 暁之	環境課 廃棄物対策係	
5		本田 信之	生涯学習課 文化財係	
6		久保田 真一	下水道課 管理係	
7	市内企業	山口 昌嘉	いばらきコープ生活協同組合	
8		小田 光孝	美野里デリカ株式会社	
9		川崎 正博	株式会社 常陽銀行 美野里支店	
10		阿部 啓司	水戸信用金庫 美野里支店	
11		篠崎 剛一	筑波乳業株式会社	
12		間弓 順子	茨城トヨペット株式会社 U-Car センター6号みのり店	
13	高校生	大貫 未陽	茨城県立中央高校	
14		郡司 千尋	茨城県立中央高校	
15		長谷川 千尋	茨城県立中央高校	
16		會澤 愛未	茨城県立中央高校	
17		川元 璃乃	茨城県立中央高校	
18		宮崎 舞	茨城県立中央高校	
19		山内 優奈	茨城県立中央高校	
20		飯田 七海	茨城県立中央高校	
21		岩田 麗加	茨城県立中央高校	

* 敬称略 順不同

※上記のほか、小美玉市男女共同参画推進委員を対象にヒアリング調査を実施

7 諮問・答申

小美玉市協 第76号

令和元年7月1日

小美玉市男女共同参画審議会会長 殿

小美玉市長 島田 穰一

小美玉市の男女共同参画について（諮問）

近年、少子高齢化とそれに伴う労働力の減少、家族形態やライフスタイルの多様化など市民を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中、将来にわたり持続可能な社会を築いていくためには、性別にかかわらずすべての個人が、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

また、市民と行政が協働のまちづくりを進めていくためには、男女が家庭、職場、地域等あらゆる場において、ともに参画し社会を支えていくことが重要であり、小美玉市では平成21年度に「小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」を策定し、これまで男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

この度の審議会の発足は、社会情勢や市民意識調査の結果等も踏まえ、これまで各施策の指針としてきた「小美玉市男女共同参画推進計画」を継承しながらも、さらなる推進を図る為に「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」を策定するにあたり、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的・計画的に男女共同参画社会の形成を図ることを目的としております。

つきましては、小美玉市男女共同参画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問いたしますので、ご審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

- (1) 小美玉市男女共同参画計画の策定に関すること。

令和2年2月21日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市男女共同参画審議会
会長 砂金 祐年

答 申 書

令和元年7月1日付けをもって本審議会に諮問のあったこのことについては慎重に審議した結果、別冊の「第2次小美玉市男女共同参画推進計画(案)」としてまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、審議会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、特に以下の点にご配慮をお願いします。

記

1. 男性と女性それぞれが、育児や家事などを「共に担うもの」と意識の改革を図るため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進すること
2. 社会的に不利な立場に置かれやすい人々（子ども、高齢者、障害者、LGBT等）が安心して暮らすことができる社会、そしてSDGsの理念である「誰一人取り残さない」世界を実現するため、男女共同参画について学ぶ機会を子どもから高齢の方まで、切れ目のなく提供すること。
3. 人権侵害やDVなどの暴力について、相談場所や避難支援の情報などが当事者に届くように広く発信すること、また、再発防止等の対策を関係機関とともに強化を図り、根絶をめざす取り組みをすること。
4. 少子高齢化が進展する中、地域の活力や防災力の強化をしていくには女性の意見・主張を取り入れていく必要がある。市の行政組織や議会、自治組織等など幅広い分野で女性の登用を推進すること。
5. 社会情勢の変化に対応し、本計画による対応が困難と判断された場合は、迅速かつ柔軟に新たな対応策を検討し取り組みをすること。

8 男女共同参画に関連する主な法律

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男
女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性
別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であ
る。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取
組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定す
る。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、
男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する
ことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員
として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における
活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治
的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、
かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の
格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづ
れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い
を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確
保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨とし
て、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立で
ない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を
阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会にお
ける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対
して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮さ
れなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して
参画する機会が確保されることを旨として、行われなければ
ならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の

介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要

があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)

又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並び

に次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したとき

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支

援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力に

よる被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」

という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項

第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)

に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときで

あって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間当該親族等の住居、（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る

事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立

人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発し

た旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合であっても)、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令

を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申し立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の

証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に

係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を含む。、当該関係にある相手からの身

体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。、)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。、)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。、)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。、)第七条、第九条(配

偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正：平成二十九年法律第十四号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本方針等(第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活

用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

い。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取

組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその

事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、

役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)

が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募

集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定によ

り一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計

画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第

六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並

びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第2次小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン

令和2年3月発行

小美玉市 市長公室 市民協働課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835

TEL : 0299-48-1111

FAX : 0299-48-1199

<http://www.city.omitama.lg.jp>